

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成24年3月6日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 郁子	議員	4番	藤江 真理子	議員
5番	早川 直彦	議員	6番	近藤 善人	議員
7番	三浦 桂司	議員	8番	平野 龍司	議員
9番	平野 敬祐	議員	10番	近藤 千鶴	議員
11番	一色 美智子	議員	12番	村山 金敏	議員
13番	近藤 恵子	議員	14番	山盛 左千江	議員
15番	杉浦 光男	議員	16番	安井 明	議員
17番	伊藤 清	議員	18番	堀田 勝司	議員
19番	月岡 修一	議員	20番	前山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	吉川 勝美 君
議事課長補佐 兼庶務担当係長	松林 淳 君	議事課長補佐 兼議事担当係長	石川 晃二 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	平野 隆 君
教育長	後藤 学 君	行政経営部長	横山 孝三 君
健康福祉部長	神谷 巳代志 君	経済建設部長	鈴木 重利 君
消防長	三治 金行 君	教育部長	加藤 誠 君
行政経営部次長 兼財政課長	福井 康夫 君	健康福祉部次長 兼医療健康課長	原田 昇 君
会計管理者 兼出納室長	塚本 邦広 君	秘書政策課長	伏屋 一幸 君
総務防災課長	神谷 元弘 君	高齢者福祉課長	原田 一也 君

都市計画課長 前田 鑛 君 環境課長 森 弘和 君
監査委員事務局長 犬塚 豊和 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

杉浦光男 議員
早川直彦 議員
近藤郁子 議員
近藤恵子 議員
月岡修一 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(平野敬祐議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(議長の声あり)

No.3 ○議長(平野敬祐議員)

後藤教育長。

No.4 ○教育長(後藤 学君)

皆さんおはようございます。

昨日の三浦議員の一般質問に対する答弁の中で、一部不適切な部分がありましたので、取り扱いを議長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

No.5 ○議長(平野敬祐議員)

会議録を精査の上、処理をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に15番 杉浦光男議員、登壇にてお願いいたします。

No.6 ○15番(杉浦光男議員)

それでは、通告に従いまして質問をしていきます。

最初に、小中学校の部活動と生涯スポーツの推進について伺います。

部活動については、運動部に視点を当てていきます。

運動やスポーツは、子どもたちの体力づくり、心身の健康のために、極めて重要なことです。知、徳、体の、体の育成の大きな要素であります。

今までは、月曜から金曜日までの部活動は教師が指導し、学校の管理下で行っておりました。土・日は登録した者の指導で社会体育、いわゆるスポーツクラブとして行われてきました。

本年4月から、部活動は月曜から日曜日まで、一週間のすべてにわたって学校の管理下で教師が中心になって指導します。スポーツクラブは、スポーツクラブとして切り離して行われていくことになったのです。

スポーツクラブから、部活動は土・日については離れることとなります。

施政方針の中に、生涯スポーツにつき、事業や教室の充実に努めるとともに、各団体と連携してスポーツの振興、普及に取り組んでいく。また、生涯スポーツを進める上でのスポーツ推進計画の策定についても検討していくと述べられています。

他方、国のレベルにおいても、スポーツ基本法ができています。地方自治体において、スポーツの基本計画を作成し、スポーツの振興、普及、推進を求めています。

新学習指導要領においても、部活動の重要性、教科体育での武道、柔道、剣道、相撲を武道といますが、その位置づけがなされています。

以上、述べたように、運動、スポーツ、スポーツクラブ、生涯スポーツ、武道といったキーワードより進むべき方向性は見えてきますが、通告に従い質問をしていきます。

現行の部活動やスポーツクラブのありようをどのように変えるのか。また、その理由について問う。

2つ目、部活動の安全対策、活動場所について。

3つ目、予算的裏づけについて。

4つ目、スポーツ推進計画をどのように立ち上げていくか。

次の問題に行きます。

子どもへの虐待、育児放棄についてです。

児童虐待の防止等に関する法律が、平成12年5月24日に成立しています。

社会的背景を持ちながら、虐待が多々起こり、そのような状況が存在したために、このような法律ができたのであろうことは想像できます。

それは児童の人権を著しく侵害し、最悪のケースは生命の侵害もあり得るということです。

法は、虐待の禁止、予防、早期発見、国や地方自治体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等について定めています。

そこで、伺います。

行政が虐待、育児放棄も含めて、そのことがあるということ、だれが、また、どの機関が発見しているのか。

虐待がある、あるいは、その疑いがある場合の対応の措置について、どのようにしているか、伺います。

次に行きます。

次は、市の施策、数点について伺っていきます。

緊急雇用による財源を活用しての事業について伺います。

23年度までは緊急雇用による多くの施策がありました。24年度の緊急雇用による事業はありますか。あったら、何件ありますか。

予算で見ると限り1件ですが、要件が厳しくなっているのでしょうか、そのあたりを伺いたいと思います。

2つ目、施政方針において、とよあけ大学開設の準備を進めるとあります。このことについての説明を求めます。

3つ目、また、これは施政方針からですが、脱原発の一步として、市役所の電力購入先変更についてとありますが、これについても説明を求めます。

このことは、電力の自由化を進め、中電依存からの脱却という一面もあるやと考えられますが、そのあたりもお伺いをしたいと思います。

4つ目、国民健康保険税10%の軽減について。

これは、平成23年11月24日付で、豊医第797号により、豊明市国民健康保険運営協議会に諮問がなされましたので、私は同協議会の会長であります。国民健康保険税10%の軽減について答申を申し上げましたので、改めてここでの質問は割愛させていただきます。これについての回答は要りません。

以上で壇上からの質問を終わります。

No.7 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.8 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、教育部より、1点目の小中学校部活動と生涯スポーツの推進についてと、そ

れから3枚目でございます、市の施策について問うの中の2番目、とよあけ大学の開設について、順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、小中学校部活動と生涯スポーツの推進についての1でございます。

現行の部活動やスポーツクラブのありようをどのように変えるのか。また、その理由は何かと、こういったご質問でございます。

このことにつきましては、今年度の市長の施政方針の中にも入れさせていただいておりますけれども、平成14年度から、土・日、祝日の部活動がスポーツクラブとして活動し、10年が経過をしております。

この間、このスポーツクラブを取り巻く環境が変わってきております。平成24年度より、土・日、祝日をスポーツクラブとして活動していたクラブにつきましては、土・日、祝日の活動を部活動にするものでございます。

スポーツクラブとして残る種目につきましては、総合型地域スポーツクラブに移行する間、現行のまま活動を続ける予定でございます。

平成24年度から、土・日、祝祭日を部活動に戻す理由は、学校における新学習指導要領により、学校部活動が学校の教育活動の一環であると示されたことと、それから、国が示す生涯スポーツとしての総合型地域スポーツクラブへの、まあ発展させていくということによるものでございます。

次に、2番目でございます。

部活動の安全対策、それから活動場所についてどのように図っていくのかと、こういったご質問でございますけれども、現行の部活動は、土曜、日曜、祝祭日の活動を、豊明市スポーツクラブとしてスポーツ安全保険に加入をして実施をしておりましたが、平成24年度からは、土・日、祝祭日も学校の指導計画のもと、部活動として実施をしますので、日本スポーツ振興センターの保険が適用されます。

事故等の保障につきましては、平日の学校の部活動と同じ扱いとなっていきます。

活動場所につきましても、今年までと同様の場所で、同様の活動ができるように計画をされております。

次に、3番目でございます。

予算的な裏づけについてということでございます。

スポーツクラブから部活動に移行するに当たり、スポーツクラブにおいて使っていた消耗品であるとか、一般指導者への保険料及び謝礼金等につきましては、同額を部活動のために学校教育課に所管がえをいたしまして、学校教育課で支出をしていく予定をしております。

次に、4点目。

スポーツ振興計画をどのように立ち上げるのかと、こういった内容でございますけれども、平成24年度に、豊明市の5年先、10年先のスポーツの指針を示すためのスポーツ振興基本計画を策定をする予定としております。

以上でございます。

次に、3項目目の市の施策について問うの中から、2番目のとよあけ大学の開設についてでございます。

とよあけ大学の開設につきましては、今年度の市長の施政方針の中でも、『学びたい人、教えた人が、それぞれお互いの役割を分担して学び合う、「とよあけ大学」開設の準備を進めてまいります』という文言が入っております。

これは、市民主体のまちづくりを目指す一つの切り口として、生涯学習の分野では、これまでの行政側が作り示した各種講座や事業に市民が参加するだけのものではなくて、企画、運営を世代や立場を超えた市民自身が、事業を主体的に担っていくという学びの場、すなわち市民大学、いわゆるとよあけ大学をつくることが必要となってきております。

具体的には、自発的に参加する市民によって、運営委員会など任意組織を設立をしていただき、それから、生涯学習の事業全般をコーディネートをしていただき、講座の企画、それから運営、それから講師の発掘、情報誌の発行などを行っていただきたいというふうに思っております。

これらの事業展開としては、広報紙等で市民の自主参加を求め、活動していく運営委員会を組織をいたしまして、とよあけ大学の枠組みを検討していくところから始めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

No.9 ○議長(平野敬祐議員)

神谷健康福祉部長。

No.10 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より、子どもへの虐待、育児放棄につきまして、2点ご答弁を申し上げます。

まず1点目の、行政当局として、どの機関が、どのようにして、実態を発見、把握していくのかとのお質問にお答えをいたします。

児童虐待は、愛知県の中央児童・障害者相談センターが中心となって保護等を行っておりますが、当然のことながら、関係機関の連携なくしては防ぐことのできない問題でございます。

本市におきましても、児童福祉課が中心となりまして、小中学校、幼稚園、保育園、児童館、保健センター、保健所、警察等と連携をいたしまして、早期の発見、把握に努めているところでございます。

近年の児童虐待の状況は、全国では、平成21年度には4万件であったものが、22年度には5万5,000件に、また、愛知県では、21年度に637件が、22年度には1,137件になっております。

本市におきましても、21年度は9件であったものが、22年度には17件と急増をいたしております。

続きまして2点目の、発見、把握した後の具体的な対応についてお答えをいたします。

発見、把握した後は、愛知県の中央児童・障害者相談センターが、一時保護等により児童を保護し、あわせて、その保護者を面談等により指導をしております。

一時保護終了後も、虐待のおそれなくなるまでは、要保護児童として各関係機関で見守りを続けてまいります。

その際には毎月、要保護児童対策地域協議会の担当者会議を開き、関係機関の担当者が情報交換を行っております。

いずれにいたしましても、関係機関の担当者だけでなく、子どもにかかわるすべての者が、そうした意識を持つ必要がございます。

そのため平成23年度は、小中学校の先生や保育園の園長に研修を実施いたしました。

また、平成24年度には、民生児童委員にも研修を受けていただき、そうした意識啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上で終わります。

No.11 ○議長(平野敬祐議員)

鈴木経済建設部長。

No.12 ○経済建設部長(鈴木重利君)

経済建設部からは、市の施策について問うの中で、1つ目の緊急雇用による財源を活用しての事業についてお答えをいたします。

緊急雇用創出事業基金事業は、平成21年度から平成23年度にかけて実施してきました。

離職した失業者等の一時的な雇用機会を創出するため、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用の受け皿を創出する事業であり、本市は積極的に進めてまいりました。

平成24年度につきましては、緊急雇用創出事業基金事業のうち、重点分野雇用創出事業について、引き続き実施することになりました。

この重点分野雇用創出事業は、市町村が委託事業を実施することにより、失業者に対して、介護、医療、農林、環境等、成長分野として期待される分野における新たな雇用機会を創出するとともに、地域のニーズに応じた人材を育成し、ここがポイントになるわけですが、次の雇用に結びつけるための事業であります。

成長分野として期待される分野に特化して実施するものであり、その後、継続雇用の礎となる事業で、技能、技術が習得できるような業務に従事することが必要であります。

議員が壇上で、要件が厳しくなっているのかとのことですが、この事業要件を挙げますと6つございます。

1つ目に、市町村が企画した新規かつ単年度の事業であること。

2つ目に、原則として民間企業等への委託事業であること。

3つ目に、事業費に占める新規雇用失業者の人件費の割合が50%以上であること。

4つ目に、新規雇用失業者の雇用期間は2カ月以上1年以内とし、勤務する月が連続していること。

5つ目ですが、新規雇用失業者の1カ月当たりの勤務日数は、少なくとも15日以上とすること。

6つ目に、新規雇用失業者の1日当たりの勤務時間数は、少なくとも6時間以上とすること。

以上の要件がございます。

平成23年度までの事業と比べますと、間口が狭くなっております。

平成24年度は、当初予算に道路施設システム構築業務委託、1件を計上しています。

以上が24年度の1件でございます。

終わります。

No.13 ○議長(平野敬祐議員)

平野副市長。

No.14 ○副市長(平野 隆君)

杉浦議員の質問のうち、市の施策について問うの中の3点目、市役所の電力購入先変更についてご答弁を申し上げます。

この電力の購入先の変更等につきましては、先の第4回定例会、昨年でしたか、に質問をお受けいたしており、また、第5次行政改革の新たなアクションプランにも採択され、現在、検討を進めているところでございます。

この電力事業者である、例えば中部電力、PPS、これは特定規模電気事業者のことでありますけれども、それや仲買業者でありますところのESP、エネルギーサービスプロバイダーなどから、現在、見積もりを徴してみたり、営業担当者の説明を聞くなどして、経済的な比較と購入に対する透明性を今、検討をしているところでございます。

また、購入方法や業者選定の方法等につきましても、導入済みの市町の状況を現在、調査をしております。

具体的には、目標として市役所の購入先変更は、平成24年の前期中には完了したいというふうに考えております。

終わります。

No.15 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.16 ○15番(杉浦光男議員)

まず、部活動とスポーツクラブの件ですけれども、説明を受けましたけれども、いま一つという感じは、どこかといいますと、確かに、新しい学習指導要領で部活動を重視して学校でやれということですよ。

だから、今でも、土・日のスポーツクラブは社会体育的な側面を持って移行しているけれども、実際はクラブとして、中身はクラブと同じように大体やっているわけですよ。やっているわけ。

だから、月曜から日曜日までずうっと一週間を通して、部活動は部活動として立派に機能しているんじゃないかなというふうに思うわけですね。

それから、スポーツクラブについてといいますと、市長の施政方針の中にもありましたけれども、私はここが一番な重要なポイントになるんじゃないかなと。

要するに、総合スポーツクラブ、生涯スポーツ、豊明市民挙げてスポーツに親しむ、スポーツをやる。だから、選手として強い選手も出てくる。体力の維持の向上にもなる。体力が増強してくれば、医療費も安くなるというようなことで、全体の大きな施策の中でつかまえられるんじゃないかなというふうに、私自身は、これをお聞きしたときに、そういうふうに理解しているんですが、そういうふうに理解していいですか。

さっき答えられた部長か、同じポジションの教育長、私の今言ったことが正しいか正しくないか、答えを求めます。

No.17 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
加藤教育部長。

No.18 ○教育部長(加藤 誠君)

議員の申し述べられました、そのとおりでございますけれども、新学習指導要領、これの総則の第4の2、まあ13というところですが、部活動の意義や留意点についてということで、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであることと。

学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意することというのが、要

するに、今度の新学習指導要領の中に載ったということが、まず1つ、一番大きいこと。

そういうことと、今、申されましたとおり、市長の施政方針の中に「スポーツ振興計画の策定についても検討してまいります」という文言がございます。

こういった話の中で、生涯スポーツを要するに策定をしていくんだと、こういった方向で今検討していると、こういった内容でございます。

以上です。

No.19 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.20 ○15番(杉浦光男議員)

わかりました。

いずれにしても、月曜日から日曜日、一週間を通して部活動は学校の管理下である。それから、教師の指導でばっちりやっていただくと。

そして、そのことを前提として、それから総合スポーツのことについて、後からもう少し詳しく聞きます。

細かい点を1~2、ちょっと確認していきますね。なぜ、こんなことをくどくど言うかということ、やはりこういうふうに変わる時には、一番もとが大切で、ばちっとやっていかないといかげんになっちゃうんですよ。

だから、変わる時こそ、いろんなことをみんなで確認して、ばちっとやっておいていただきたいという、そういう意味であります。

部活動の中で、専門家を招聘し、話を聞いたり、指導を受けようというのが、施政方針の中にもありましたね。それで予算も各校10万円ずつついてましたね。これをもう少しイメージができれば、具体的に言ってください。

意味としてはわかりますよ。何か特別な言いたいことはありませんか。

No.21 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.22 ○教育部長(加藤 誠君)

これは、この部活動云々と、この内容とは違うポジションで考えておられて、各校10万円で、12校120万円をつけさせていただいたのは、市長の教育環境日本一に照らして、各

児童生徒のこういったスポーツにしろ、それから教育にしろ、文化にしろ、こういったもので特に著名な方、あるいは、要するに特化して指導ができる方、こういった方々をお招きして教えていただく。こういったものを、要するに組ませてもらったというのが、各校 10 万円の今回予算をつけさせていただいた趣旨でございます。

したがって、この生涯スポーツ云々の中とあわせて、部活動とは若干違った内容での枠組みをして組ませてもらったと、こういった内容でございます。

以上です。

No.23 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.24 ○15番(杉浦光男議員)

そうすると、この 10 万円については、各校に配分ということですので、各校の裁量にゆだねられたということで、よろしいんですか。

No.25 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.26 ○教育部長(加藤 誠君)

そのとおりでございます。

ただ、各校 10 万円というふうに申し上げましたけれども、例えばですね、学校 3 つが集まって 30 万円にして、その 30 万円で要するに何ていったらいいんですか、値段の格はございませんけれども、そういった方を要するに呼びたいということであれば、そういった連携をとっていただいて、やっていただくというのも、1 つの手ではないかというふうには思っております。

以上です。

No.27 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.28 ○15番(杉浦光男議員)

活動場所の問題ですけれども、要するに、くどいようですけれども、部活とスポーツクラブ、それから社会体育がこう切り離されるでしょう。

学校をこう見て私が知っている限りでは、卓球と柔道と何があるかな、卓球、柔道、もう一つある。たしか3つあったと思うんですが、その2つについては、3校合同でやっているんですよね。

それで、顧問等に聞いてみますと、4月以降も3校合同でやるよと言うんです。

それで、場所も自分ところの中学校ではなくて、三崎小だとか唐竹小だとか、三崎、唐竹、まあ3校だとそういうふうにありますますが、要するに、自分ところの中学校ではなくて、ほかを使っているんですね。社会体育として今まで使っていると。

それから、4月以降もそこを使って、そのままやるよというようなことを言っていたんですけれども、そうすると場所的な問題が出てきませんかね、もしかそれが事実とすると。

そしてもう一つ、私がつけ加えますと、例えば三崎小でそういうものをやるとしますね。土・日、中学校の部活を三崎小でやるとすると。そうすると、三崎小は三崎小の学区で、本来地域に結びついた体育館の活用だとか、いろんな問題があって、活用が幾らでもありませんよね。

だから、そういう意味で重なってしまうとか、そういう問題が起きてこないかなという、場所的な問題というのはそういうことですよ。

No.29 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.30 ○教育部長(加藤 誠君)

議員がおっしゃるとおり、最終的に、これで部活動とそれから土・日のスポーツクラブを分けますと、スポーツクラブに残る種目というのが、ソフトテニス、それからトータルスポーツ、それから陸上、それからバドミントン、それともう一つ、新しく入りましたフットサルという5種目が、要するに限定してスポーツクラブに残る話になります。

こことの、あるいは今おっしゃいましたクラブ活動、こういったこととの整合性や、場所とりの話につきましては、もう十分話し合った中で、体育館が調整をとって指導してまいりたいと、このようには思っております。

以上です。

No.31 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.32 ○15番(杉浦光男議員)

細かいことを聞いていますが、もうちょっと聞いていきますね。

先ほど3つと言いましたが、思い出した、剣道だ。剣道、柔道、1つ思い出すと、1つ忘れますので、これはいけませんね。

(卓球の声あり)

No.33 ○15番(杉浦光男議員)

剣道、柔道、卓球、これを3つ合同でやりたいと。

これは、なぜ合同でやりたいかという、指導者の問題があるんですね。特に、剣道、柔道等については指導者の問題。

だから、私はここで部活とあわせて聞くけれども、中身が一緒ですので、ちょっと聞きま
すけれども、通告はしていないですけどね。

教科体育で武道が今度必修で入ってきたでしょう。武道というのは、私は壇上からも言
いましたように、柔道、剣道とか、そういうものですね。柔道だとか剣道。それから相撲。

だから、そういうものを、同じように体育の先生がそれができるかどうかという問題がある
でしょう。

そうするとそれは、ここで部活で安全対策を聞いているけれども、教科の安全だって非常
に問題になってくるよね。

最近の新聞で見ますと、新聞を3紙か4紙、私はずっと見ていますと、メモをしてきてきま
したけれども、「柔道必修、戸惑う女子中学校」、「公立中学の66%が柔道を採用するよ
う」、それから「柔道部や剣道部には外部講師を招いて基礎、基本を勉強するよ」と、いわ
ゆるそういうことで日本中が注視しているわけね。

だから、本市については、部活では結構柔道をやっているし、柔道は非常に盛んだし
ね、今までひやっとしたと思うような事故もないというふうに私は理解しているんだけど
も、今後のことを考えると安全対策、なにかんづく教科体育等については、そういうことので
きる先生を引っ張ってこないといけませんから、教育長の責任は重大で、体育の先生でそ
ういう人は、どこでも引っ張りだこだと思うけれども、そういうことのできる先生を自信を持
って引っ張ってきてください。

教育長、何か一言ありますか。引っ張ってこれますか。

人事は県の人事だけれども、教育長の力は大きいのです。

No.34 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
後藤教育長。

No.35 ○教育長(後藤 学君)

人材の確保については、十分努力をしたいと思いますが、何よりも体育の先生がきちっと教えることができるようにすることが大切ですので、教え方、教える内容の問題、そういったことについて検討委員会を学校でつくって、これから検討をしていくということになっておりますし、それから、講習会も開いていきたいというふうに思っております。
以上です。

No.36 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.37 ○15番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。
しっかりやってくれるものというふうに思っています。
また、これからも、そういうところに議員としても注意しながら見ていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
それから、この問題で最後は、総合スポーツの移行へと。その準備委員会等を立ち上げていくんだらうと思うけれども、これは予算的な裏づけが当初予算ではないですね。机上のプランに終わらないように、ひとつお願いをしたいんですが、予算的なものはどういうふうになってくるんですか。
これは、だれに聞いたらいいですか。

No.38 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
加藤教育部長。

No.39 ○教育部長(加藤 誠君)

先ほど申し上げました、豊明市スポーツに関する推進計画でございますけれども、これにつきましては、実は今年の4月から、豊明市スポーツ推進計画の策定委員会を立ち上げます。これは設置要綱をつくりまして立ち上げていきます。
こういった中で、平成24年豊明市スポーツ推進計画を作成してまいりたいというふうに

は思っておりますけれども、こういった予算的なものも、緊急雇用創出事業で要するに申請をいたしました。

実は内定はいただいておりますけれども、当初予算には間に合いませんでしたものですから、今後におきましては補正でお願いする形になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

No.40 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.41 ○15番(杉浦光男議員)

先ほど、市の施策に問うのその一つで、経済建設部長に答えていただいた緊急雇用で1件あると言われました。それは当初予算に上がっていますよね。

そして今、教育部長が言われたのは、6月の補正に上がってくるということで理解しておけばいいですか。

そういうふうに考えていきますと、まだ6月の補正、9月の補正に間に合うものもありますよね。緊急雇用だと、まあ大体半年ぐらいの雇用ということになると、9月補正でも間に合わないことはない。

だから、そういうものが本当にいろんなものがあるんだったら、緊急雇用で出せれるように努力していただいて、活用していただきたいなというふうに思います。よろしいですかね。

これは今、教育部長に言っているのではなくて、全部、ほかの部長、課長に言っているんですよ。

緊急雇用で使えるものがあれば、先ほど入口は狭いと言われましたけれども、使えるものがあれば、そういうように使っていただくというのは、まず検討していただきたいと思いません。

じゃ今、それを1つ確認しておきます。6月の補正で上がってくる可能性が高いと。高いじゃないと、もう内定ということですね。

No.42 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.43 ○教育部長(加藤 誠君)

緊急雇用事業の申請をいたしまして、内定はいただいております。

今後におきましては、当局との調整の中で補正に上げさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

No.44 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.45 ○15番(杉浦光男議員)

くどいようですが、私が一貫して部活とスポーツクラブの中で申し上げているのは、今後の、ずうっと豊明市の将来を見通したところの総合スポーツクラブというか、要するに生涯体育、生涯スポーツのところに、やっぱり着眼しているわけですね。

だから、その第一歩となるこの立ち上げ、準備委員会から始まる立ち上げで、緊急雇用も使えれば使っていただいて、そこに雇われた人が次の、また仕事につながって行って、豊明に貢献してくれれば、なおよしと。そういうふうに期待をしておりますし、頑張ってやっていただきたいと思えます。

じゃ、そのスポーツ関係は終わらして、次は虐待の問題。

虐待の問題については、先ほど私が壇上から申しましたけれども、要するに、もう虐待禁止だと、これは当たり前のこと。それから予防、早期発見、それから公共団体の責務、それから、そういう虐待があった場合には児童を保護する。そしてその後、自立への支援をするというのが一つの大きな流れです。

これは、何でこれを私が今回質問しようと思ったかというのは、非常に簡単なようで難しい問題なんです。各家庭に入り込むのは難しいし、私自身もそういう体験があります。

私は、言葉が悪いけれども、「綱渡り」という言葉を使っていいかどうかしらぬが、要するにきりきりのということで、あると思っても、なかなか入れない。

ずばっと入って行って本当に救うよとか、入って行って何か解決しようというと、これは綱渡りというか、厳しいけれども綱をうまく渡っていくと。

ああ、これはもう渡っていくと落ちこっちゃうで、自分自身が落ちこっちゃうで、もうやめとこうとか、それで一歩前に進めれないと。私は、そういう問題を抱えておらへぬかなと思う、これは。虐待の問題を扱う関係団体、関係する人、学校も含めて。

だから、私が考えてきたのは、健康福祉部長に簡単な課題を出しますので答えて、どうやって解決していくかと。いいですか、簡単な問題ですよ。

小学生の女の子が泣きながら、「お母さん、ごめんなさい」と大きな声で訴えている。これ

も1回じゃなくて数回あったと。母親は異様な怒鳴り声を出している。

それから、女の子が時々、玄関から閉め出されていると、そういう状況があった。これを見た、あるいは聞いたという場合はどうしますか。部長ならどうしますか。

No.46 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.47 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

先ほど、杉浦議員のほうからご紹介いただきました平成12年に児童虐待防止法というのが施行されまして、それを受けまして、県の児童相談所運営方針というものが改正されまして、安全確認に関する基準、まあ基本ルールですね。

ご存じかと思いますが、48時間ルールというのが設定されまして、そういった虐待の通報を受けた場合は、48時間以内に必ず現場へ行って、安全確認をせよというようなルールができたんですが、豊明の場合は、もっとそれよりも先に進まなければいけないということで、虐待の通報を受けましたら、その日のうちに必ず現場へ直行いたしまして、安全確認をいたします。

そして、今のようなケースでございますが、まず、その子ども本人の安全確認が第一でございますので、現場へ行って本当に身の危険、命の危険があるようであれば、即、一時保護という、県の行政処分をとることになると思います。

これは、愛知県の児相が行うんですが、幸いなことに、愛知県の児相は現在、豊明市に専任の職員を1名つけていただいております。

ですので、現在でも週に3~4日来ていただいておりますし、必要であれば毎日でも来ていただけることになっておりますので、来ていただいて一緒に現場に行ったり、相談に乗っていただくことになるわけでございますが、そういった身の危険があれば当然、行政処分、一時保護となりますが、そうでなくて、例えばお伺いして、保護者の方にお会いしてお話を聞きますと、それは私どものしつけの一環ですよというようなお話が例えばあれば、そういったことについては十分お話をお聞きしながら、ただし、内容に行き過ぎたそういったしつけ等があれば、当然これはご指導させていただくわけでございますが、お子様が保育園とか学校へ通っておられれば、後日、学校や保育園に来ていただきまして、学校関係者、保育園関係者、さらに児相とか、それから市の家庭相談員等も交えて、そういったしつけの方法等についても、いろいろお話をさせていただきながら面談を重ねて、少しずつ改善をいただくというような、そんなことだと思っておりますが、身の危険があれば即、一時保護でございます。

終わります。

No.48 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

杉浦光男議員。

No.49 ○15番(杉浦光男議員)

私がこの問題を扱って、一番重要なポイントというのは、本当に虐待というのは、みんな観念的にはいかぬよと、いろいろわかっているし、虐待もあるだろうということは想像し得る。育児放棄とかね。

数はそうめっちゃくちやないにしても、1件あったら、これは大変なことなんですから。一事が万事というのは、このことですから、ある。

そうすると、何が問題かという、本当にそれをどうかしようといって一歩前に出れるか、反対に後ろに下がっちゃうか、ここが一番決め手です。

前に出れるといえば、これは合格で、それは絶対うまくいくんです。前へ出れるかどうか。

今の部長の話を聞いていますと、個人的にはすごい前に出ていますので、ああいう市民ばかりだったら、かなりアンテナも高く、非常に子どもは救われるというふうに私は思いますけれども、それは個人の問題になってしまうから、それを組織としてうまくやれるかですね、組織として。

また、部長には組織上の問題を1つ聞きます。

これは通告してありますので、教育部長、豊明市内で虐待か、虐待と思われる件数を、まあまあ正確な数字を発表してください。

No.50 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.51 ○教育部長(加藤 誠君)

虐待の件数でございますけれども、先ほど健康福祉部長も平成22年度の数字で申し上げて、17件と申し上げましたけれども、この17件につきましては、身体に対する虐待ということで17件を、今、部長が申し上げたとおりでございますけれども、そのほかといたしましては、学校の関係でうちが確認したのが11件でございます。

これは身体が5件、それから心理1件、ネグレクトが5件、合計11件ございました。

それから、近隣で要するにそういったものを察知したというのが、身体で1件、それから心理で6件、それからネグレクトで4件、11件でございます。

こちら辺が、要するに 22 年度で一番大きい数字かなというふうには思っております。
以上でございます。

No.52 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.53 ○15番(杉浦光男議員)

結構、件数としては、虐待あるいは虐待と思われる件数というのは、たくさん数があったわけではありますが、部長にもう一遍聞きますね。
虐待を見つける人、見つける機関は、私らが常識的に考えると、学校だとか保育園だとか、あるいは周りの人とか、そういうふうに思いますけれども、しょっちゅう地域と密着している民生委員もありますよね。
私が今、2～3個出したけれども、もう少しこういうところから上がってくるよとか、こういうところが虐待を見つけてくるよという組織なり人なりがあったら、人というのは固有名詞じゃないですよ、あったら教えていただきたい。

No.54 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
神谷健康福祉部長。

No.55 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

やはり今考えつくのは、今、議員が申されましたとおり、保育園、学校、幼稚園、地域の民生児童委員、児童主任ですか、かと思います。
終わります。

No.56 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.57 ○15番(杉浦光男議員)

私もそれに1つ追加しますと、保健センターとか保健婦さん、あれは赤ちゃんのときからお母さんを見ているわけですから、よくわかりますよね。

だから今、私が言った1つも加えて、そういうので組織的に研修か何かやっていますか。
虐待についての勉強会をやろうとか、みんなで手を取り合って、虐待の撲滅に努めようとか、そういうような研修。部長に聞きます。

No.58 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
神谷健康福祉部長。

No.59 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

先ほどのご質問にもお答えしたと思いますが、23年度には、学校の教員の方向けの研修、それから保育園の保育士、まあ園長さんが中心なんですけど、向けの研修を行いました。

それで、学校は12校で40名ほどの先生に出席をいただきまして、校長先生、教頭先生はもちろん出席になってございますし、校長、教頭、それから教務、校務、四役にご出席いただいたところもございますが、内容といたしましては、児相の職員に講師になっていただきまして、最近の児童虐待の状況、それから、これが一番大事なんですけど、個別ケースに基づいた、そういった個別ケースを題材に、実際に虐待が起きた場合の細かい注意事項等を勉強していただきました。

さらには、虐待の場合、一番難しいのは、保護者への対応でございますが、なかなか理解していただけない保護者が多いものですから、そういった対応の難しい保護者についての対応の仕方を、いろいろと勉強していただきました。

学校の教員向け、それから、保育士向けに行いました。
終わります。

No.60 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.61 ○15番(杉浦光男議員)

そのような研修を、年間計画に従ってしっかりやっていただきたいというふうに思います。
学校の教員も皆、そういうふうにこれはやらないかぬというふうに思っているんですけども、やっぱりそういうふうに本当に核になるところに引っ張っていただくとか、それと、役所もそれなりの所管のところまで引っ張っていただければ効果も上がると思いますので、非常に難しい問題ですよ、この虐待の問題はね。各家庭、個人のプライベートや、家

庭に入らないといかぬという問題がありますので。

だけれども、それよりも子どもの生命、身体のほうが大切ですので、だから、一步前に出れるか出れぬかが、くどいようですが、分かれ目ですので、ぜひお願いしたいと、私自身としても、これから役所の取り組み等についても注視していきたいというふうに思います。

じゃ、虐待の問題はこれで終わります。

脱原発の問題でちょっとお聞きします。

中電をやめて、ほかから電気を買うということになりますと、意味としては、世間でそういうことを言われます。東京都やなんかは、ほかからたくさん買っているというから、できると思うんですが、これも確認で申しわけないが、実際にできるんですか。

じゃ、1つこれをちょっと読みますね。「経済産業省、脱原発断念」。

要するに入札でやっても、応募してくるところがないと。入札ですので、要するに、自分のところだったら、こんだけで売るよというふうに思っていたとしても、だから、それはインターネットで見たものですが、経済産業省は4月から料金を平均17%値上げする東京電力からの電力の供給を受ける見通しだと。電力自由化を進めたい経済産業省も、東電依存から脱却できなかつた形だ。

要するに、応札、応募してくるところがなかったと、入札ですのでね。というようなことを、これを読んでみますと、例えば豊明でそういうことに努力しても、今の実際的な状況、それから、この役所の大きさ、そういうことからできるのかどうか。

具体的な数字をもって計算したことはないと思いますけれども、どうでしょうか、そこら辺、ちょっと教えてください。

No.62 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.63 ○副市長(平野 隆君)

電力事業者、先ほど答弁で言いましたPPS業者は、国内には四十数社あると聞いております。

ところが今、議員が言われるように、実際、入札の応札に来ていただける方が、まあ数少ない。強いて言えば、1~2社程度しかないという情報もあることはありますけれども、必ず競争入札にはなり得るというふうには踏んでおります。

そのために今、準備を進めております。

終わります。

No.64 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.65 ○15番(杉浦光男議員)

それでは、もうこの問題はそこまでにして、次の問題を聞きます。

とよあけ大学の開設ですけれども、私は、これは非常にいいことだというふうに思うわけですが、実際に軌道に乗ってやっていくまでが難しいなど。

これは、さっきの一番最初の問題と一緒に、総合型スポーツクラブの立ち上げも一緒に、初めにミスると、あとぐちゃぐちゃになってしまう。

だから、どのぐらいのこれは今計画段階にあるのかと。例えば大学をどこに建てるんじゃなくて、どこの施設を使おうとか、あるいは、全部自主的な内容でやるというわけでしょう。全部、自主的な内容で。

そういうふうに、「自主的な内容でやる」という言葉はいいけれども、なかなかそういう人材なり、そういうのは早急には育ちませんよね。

講師も自主的、人集めも自主的、お金を出すのも自主的というようなことになると、自主的というのはそういう範疇でしょう。

だから基礎、基礎というか、計画、立案がうまくいっているということが、私は重要な問題だというふうに思います。

教育部長、今、私の言ったことで答えられることがあったら、教えてください。

No.66 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
加藤教育部長。

No.67 ○教育部長(加藤 誠君)

全くもってそのとおり、一番最初の出だしが肝心であるというふうに私も思っております。

こういった中で、場所的な提供という観点から申しますと、当然、市民の講師や生涯学習にかかわる市民の発掘であるとか、活動拠点となる、こういった生涯学習センター的な、要するに意味合いが多分必要になってくるであろうと、このように思っておりますけれども、今現在、南部公民館がいろいろな要するに活動をしておりますので、生涯学習といったしましては、南部公民館に生涯学習センター的な、そういったセンター機能を持たせたいなど、このようには思っております。

以上でございます。

No.68 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
杉浦光男議員。

No.69 ○15番(杉浦光男議員)

ありがとうございました。
これもあれですが、よそのあれですけれども、東海市の市民大学は「平成嚶鳴館」、すごい格好のいい名前ですけれども、そういう具体的な内容については精査したわけじゃないし知りませんけれども、一応こういうもので文書で見るとは、チラシで見るとは、まあまあうまくいってそうなので、こういう先進自治体もあることだし、私は名前からすごい格好いいなと。平成嚶鳴館。

だから、豊明もとよあけ大学じゃなくて、何か名前を募集して、格調高い、そして温かい名前にしていただいて、何か出発するといいなというふうに思います。これは希望ですけれどもね。

きょうは、施政方針の中から数点、それからスタートすることの総合型のスポーツクラブ、それから一事が万事、あってはならない虐待の問題について、市の考えをお聞きしたということです。

これで私の質問を終わります。

No.70 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、15番 杉浦光男議員の一般質問を終わります。
ここで、10分間休憩といたします。

午前10時56分休憩

午前11時7分再開

No.71 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。
5番 早川直彦議員、登壇にてお願いいたします。

No.72 ○5番(早川直彦議員)

議長のご指名をいただき、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。
1番目に、障がい者福祉の支援について質問をします。
障がい者の皆さんが、安心して過ごすことができる社会を目指し、豊明市障害者福祉計

画や豊明市障害福祉計画に基づいて、障がい者施策が実施されています。

平成24年度から平成26年度の第3期豊明市障害福祉計画における計画の概要に、豊明市としての考え方が3つ書いてあります。

1、障がい者の地域生活と自立を支援すること。

障がい者が、将来にわたって地域で生活ができることを支援するために、グループホーム、ケアホームを充実したり、居宅介護や行動援護などの介護給付や移動支援や、日中一時支援などの地域生活支援事業を充実する。

2、地域の実情にあった障がい福祉制度を充実すること。

障がい者自身及び障がい者の家族の意見だけでなく、支援機関の意見を取り入れて、豊明市の実情にあった障がい福祉制度を充実する。

3、多様な障がいの種類によって、障がい福祉制度に偏りが起きないように、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がいだけでなく、発達障がい、高次脳機能障がいなどについても、総合的な支援を行うと述べられております。

今、説明をした3つの障がい者支援を実現させることこそが、障がい者の方々や、その家族の皆さんの安心につながります。

しかし、障がいを持たれた方、また、その家族の皆さんが日々の生活の中で、多くの不安を抱えているのも事実であります。

障がいのあるないにかかわらず、普通に安心をして暮らすことができる社会を目指していくことが、だれもが住みやすい社会でもあり、行政の役割が大変重要になります。

豊明市が率先をして、ノーマライゼーションの理念に基づいて障がい者支援を行わなければなりません。

私は、豊明市役所で身体障がいの方だけではなく、知的や発達障がいのある方が働いていると、もしかしたら将来、市役所で働くことができるかもしれないと、障がいのある方に将来に向かっての夢や希望を与え、また、家族にとっても心の励みになると考えます。

働く場については、障がいのある方やその家族にとって、大変重要なことでもあります。当たり前のことですが、将来にわたってご両親が子どもを見守ることはできません。障がいのある方が働くことは、ご両親が面倒を見ることができなくなった後でも、何とか1人で生活できるようにという家族の願いであります。

働くことは、将来の夢や希望を持つことでもあり、生きていくために大切なことでもあります。厳しい経済状況で就職することは大変ではありますが、豊明市や各種福祉団体、NPOが連携をとり、働く環境づくりや、障がいのある方やその家族の相談業務を充実させなければなりません。

また、放課後の障がい児の支援についても拡充する必要があると思います。

子どもたちを安心して預けることができる場所である児童クラブや、遊びの場所を提供する放課後子ども教室についての障がい児支援を、どのように考えているのでしょうか。

障がい者やその家族の皆さんが、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができ

るまちづくりのために、市としての見解をお聞きします。

1、市役所内での障がい者雇用の現状と、今後、障がい者雇用の促進を考えているのでしょうか。

2、障がいのあるなしにかかわらず、ともに働くことができる環境をつくることこそが、障がい者福祉の向上につながります。そのために、どのような取り組みをしているのでしょうか。

3、障がい者の方に市役所内の軽作業、コピー、掃除などを、障がい者福祉を行っている団体に業務を委託しているのでしょうか。

また今後、委託を増やす考えはないのでしょうか。

4、フィットにおける相談支援が、障がいを持たれた方やその家族の皆さんの支えになっております。年々、障がい者数が増加している中で、相談支援がますます重要になってまいります。相談支援の強化や支援員の増加を検討しているのでしょうか。

また、各機関、福祉団体との連携は十分とれているのでしょうか。

5、児童館、児童クラブ、放課後子ども教室における障がい児の利用状況はどのようになっているのでしょうか。

また、放課後子ども教室の障がい児の参加をどのように考えているのでしょうか。

次に、公職選挙法による寄附行為の禁止について質問をします。

公職選挙法により、政治家の寄附行為は厳しく規制されております。この規制は、政治家がお歳暮やお中元、催し物など、ふだんからいろいろな名目で使う、いわゆる寄附にお金をかけることをやめて、お金のかからない政治、きれいな政治を実現することを目的としております。

そのため、平成元年12月13日、公職選挙法の一部を改正する法律が国会で成立し、平成2年2月1日から施行されました。

この改定により、寄附禁止規定などが強化され、現在では選挙に関する、関しないにかかわらず、選挙区内の人や団体への寄附がすべて禁止されております。

市民の皆さんを啓発するために「徹底しよう三ない運動」として、1、政治家は有権者に寄附を贈らない。2、有権者は政治家に寄附を求めない。3、政治家から有権者への寄附は受け取らない。

「寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう」と、県の選挙管理委員会や豊明市の選挙管理委員会のホームページにもうたわれていて、選挙や政治活動に関する寄附行為や禁止行為など、約束事がわかりやすく記載されております。

クリーンな政治活動を実現するために、市の考えをお聞きします。

1、会費制でない地域行事などにおいて、料理やお土産相当分として包み金を出すことは、寄附行為になりますか。

地区の敬老会などに来賓として招かれた際、会費相当分として支払う場合は、寄附行為になりますか。

2、会費制でない法人会の総会や実行委員会方式の行事の後に、飲食の機会がある場合に、当日の料理やお土産相当分を会費として支払う場合は、寄附行為になりますか。

会員は会費を支払っているので飲食代が賄えますが、議員は会費を支払っておりません。当日、会費を支払うことが寄附行為になりますか。

3、市長や議員がクリーンでお金をかけない政治を目指すために、市の広報や区会を通じ、市民に寄附行為の禁止についての啓発をする考えはありませんか。

以上で壇上での質問を終わります。

No.73 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.74 ○行政経営部長(横山孝三君)

行政経営部からは、障がい者福祉の支援についてのうち、①番の市役所内での障がい者雇用の現状と、今後、障がい者雇用の促進を考えているのかということについてご答弁を申し上げます。

本市では現在、10名の障がい者を雇用しており、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づく、雇用すべき障がい者数には達している状況であります。

しかしながら、障がい者の雇用を促進する立場から、今後も適正な定員管理に留意しつつ、障がい者の雇用を図っていく考えでございます。

終わります。

No.75 ○議長(平野敬祐議員)

神谷健康福祉部長。

No.76 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より、障がい者福祉の支援についてのうち、項目の2、3、4、5について順次お答えをいたします。

まず、2項目目の障がいのあるなしにかかわらず、ともに働くことができる環境をつくるための取り組みにつきましてお答えをいたします。

障がい者相談支援センターフィットでは、障がい者の各種相談を受け付けております。

平成23年4月から12月までの延べ相談件数は2,563件で、そのうち就労に関する相談は241件でございます。

就労相談は、ハローワーク及び就業生活支援センターアクト等との連携によりまして、企業への就労支援を行っております。

また、市内のNPO法人及び社会福祉法人は、自立支援法の移行によりまして、この24年度より就労継続支援A型・B型の事業所及び就労移行支援事業所を開所することにより、就労場所の確保を図っております。

続きまして3項目目、障がい者の方に市役所内の軽作業、コピーや清掃などを、障がい者福祉を行っている団体に業務を委託しているか。今後、委託を増やす考えはないかとのご質問でございます。

現在のところ、市役所内の軽作業は委託をいたしておりませんが、障がい者団体に庁舎内の食堂の場所を提供して、就労機会の支援に努めており、また、同様に自動販売機の設置やNPO法人及び医療法人のパン販売に協力をしており、引き続き、販売促進に今後も支援、協力をしてまいりたいと考えております。

続きまして4項目目、フィットにおける相談支援体制についてのご質問にお答えをいたします。

障害者自立支援法の一部改正が、この24年4月1日から施行されますが、その中でも相談支援の充実ということが明記をされておりまして、今後は介護保険のように、福祉サービスを利用する人のサービス等利用計画の作成が必須となります。

さらに、基幹相談支援センターを設置することとなっております、現在ある障がい者相談支援センターフィットが、その役割を担うことと想定をいたしております。

これらの相談支援体制の強化に向けまして、現在、市内にある4つの事業所の代表と、フィット及び社会福祉課でプロジェクトチームを立ち上げ、検討を重ねているところでございます。

今後、基幹相談支援センターに求められることは、地域の相談支援の拠点として、市内の各事業所との連携を図るとともに、支援困難事例への対応や、各事業所が作成いたしますサービス等利用計画が適正かどうかの確認や助言をしたり、さらには、成年後見制度利用支援事業も必須となるなど、非常に重要な役割を果たすことになると考えております。

議員のご指摘のとおり、マンパワーの確保は必要不可欠であると考えておりますので、その確保に努めてまいりたいと考えております。

最後、5項目目のご質問のうち、児童館、児童クラブの障がい児の利用状況についてお答えをいたします。

放課後児童クラブでは、平成24年1月現在、6名の障がい児が利用をいたしております。

また、児童館の一般来館につきましては、障がいのあるなしをチェックしておりませんので、利用状況はわかりません。

以上で答弁を終わります。

加藤教育部長。

No.78 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、教育部より、障がい者福祉の支援についての中の5項目目、放課後子ども教室の障がい児の利用状況はどのように考えているのかにお答えをしていきたいと思えます。

現在、放課後子ども教室における障がい児の参加はございません。

また、この教室は開設している小学校の児童を受け入れており、障がい児を区別するものではございません。

このことも、児童クラブの考え方とあわせて中で考えていくこととなりますが、保護者の参加を促す形にしようかと思っております。

それとまたともに、地域ボランティアの協力も探していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

No.79 ○議長(平野敬祐議員)

平野副市長。

No.80 ○副市長(平野 隆君)

それでは、市民生活部のほうからは、公職選挙法による寄附行為の禁止について、3点のご質問に対して順次答弁を申し上げます。

1項目目と2項目目の具体的な事例につきましては、関連がありますので一括してお答えをいたします。

政治家が選挙区内のある者に対して寄附をするということは、いかなるものも公職選挙法により禁止をされております。

しかし例外的に、本人が出席する結婚披露宴の祝儀でありますとか、葬式や通夜の香典等々、一般常識の程度を超えていなければ認められているものもあるのも事実でございます。

今回のご質問が、禁止される行為であるか否かの判断そのものは、私ども市や、あるいは選挙管理委員会などの行政機関ではなくて、司法の判断となりますので、お答えは非常に難しいと思われま。

がしかし、法の趣旨からすれば、債務の履行である行為以外の行為は、禁止されている行為であるというふうに考えております。

それから、3項目目です。

寄附行為の禁止について、市民等に啓発する考えはないのかというご質問です。

これは、政治家の皆様がクリーンな政治を目指すということは、市民のみならず、行政等の目指す選挙運動、政治活動のルールでもあります。

そこで、市のホームページでは常時、選挙運動や政治活動のルールなどの啓発を行っておりますし、今後も継続をしていきます。

また、広報においても、市民の皆様に対して、寄附行為についての注意や啓発も行っておりますし、そういった経緯もございますし、今後も適切な時期に、広報掲載等も考えていきたいと思っております。

終わります。

No.81 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.82 ○5番(早川直彦議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の障がい者福祉の支援について再質問します。

豊明市の職員の雇用、1番目ですが、10人ということなのですが、その10人は、どういう障がいの方を受け入れているのかというのがわかるでしょうか。

あと、法定雇用数は2.1%以上だと思うのですが、その2.1%を超えているのでしょうか。お聞かせください。

No.83 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.84 ○行政経営部長(横山孝三君)

障がい者の雇用の現状は、身体障がい者の方が9名と、知的障がい者の方が1名でございます。

それから、促進法における基準は2.1%でございます。本市の場合、それで計算しますと10.8人というふうになりますが、現在、10.8人、すなわち10人を雇用しているということで、満足しているということでございます。

以上でございます。

No.85 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
早川直彦議員。

No.86 ○5番(早川直彦議員)

市の職員に障がいの方を雇用する難しさはあると思うのですが、その法定雇用数をクリアしているから、もうこれでよいという考え方だと、これはもう先に進まないと思います。
その辺について、市長はどのように考えるのでしょうか、お答えください。

No.87 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.88 ○市長(石川英明君)

今回の早川議員の質問に対して、まあ内部でも、そうした 10.8 で満足をしているという状況で決していというふうには思いません。

ですから、今後につきましては、いろんな範囲で、どう行政が雇用ができるかということ、一度研究をしていきたいというふうに思っていますので、また、いろんなご意見やお知恵をいただけるなら参考にしながら、今後の障がい者の雇用を促進ができるように考えていきたいというふうに思います。

以上です。

No.89 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
早川直彦議員。

No.90 ○5番(早川直彦議員)

前向きに研究してくれるということで、一步一步、大変だと思うのですが、進めていただきたいと思います。

市の雇用率以外にも、豊明市内の事業所における障がい者の支援、就労支援ですね。法定雇用数が 1.8%を超えるように各企業は努力していると思うのですが、その豊明市内の企業への指導とか取り組み、そういうものに、市としてどのように手助けとか支援をしているのでしょうか、お答えください。

No.91 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

どなたも手が上がりませんので、市長。

石川市長、答弁できますか。

どなたか、一度答弁お願いします。

横山行政経営部長。

No.92 ○行政経営部長(横山孝三君)

市内の18歳以上の障がい者の調査がございまして、身体障がい者が1,780人、これは平成23年5月です。知的の方が229人、精神の方が455人、おみえになります。

それで、この方たちが市内の事業所に、特に働けるようにということにつきましてのご要請ですね、いろんな方法を使ってお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

No.93 ○議長(平野敬祐議員)

早川直彦議員に申し上げます。

通告の要旨に沿った質問としてまとめていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.94 ○5番(早川直彦議員)

失礼しました。

障がい者の仕事を提供する場ですね、先ほど言っていた軽作業について、これについても今、パンの販売とか食堂について公共の場で働いているということではあるんですが、市として、それ以外にも、本当にノーマライゼーションの理念ではないんですが、やっぱりだれもがノーマルに、普通に接することができる社会というのは必要だと思います。

市が率先して行わなければ、これはできない。幾ら言っても、市がやってないものはできないということになると思いますので、軽作業、本当に小さなもので、まずは働く場所が必要だと思います。

障がいの重い方は特にそうだと思うんですが、そういう場所の提供を前向きに考えていく考えはないんでしょうか、お聞かせください。

No.95 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.96 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

先ほども、現在市役所の中の一部でお願いしているものがあるというふうにお話をいたしましたのですが、市内の社会福祉法人が運営をいたします事業所で、この24年度から自立支援法に基づきます就労移行支援事業所ということで、一般就労に行かれる前に、2年間ほどそういったところで訓練をするような事業所がございます。

そこについてはもう既に、お聞きしたところによりますと、市内のある企業の清掃をグループでやらせていただいているということを知っていて、「市役所にもそういったお仕事はありませんか」というお声も聞いております。

それで、例えば今、市役所の庁舎清掃委託なんかも、関係の部署ともご相談をしないでいけないんですが、清掃委託の一部を分けて、その一部だけを障がい者の方にやっていただける部分はないかとか、あと、各課においても、そういった障がい者の方をお願いできる仕事がないかというようなことも、今、社会福祉課のほうでも考えているんですが、各関係課が寄って1回検討してみようかというようなことも考えております。

それから、市長からも、先ほど議員が言われたように、市役所も1事業所でございますので、民間をリードする形で、市役所が率先して障がい者の方の仕事を探していこうということで指示を受けていますので、それに沿って推進してまいりたいと考えております。

終わります。

No.97 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.98 ○5番(早川直彦議員)

非常に今の回答は、障がいのある方に励みになると思います。

今後、さらに進めていくように努力していただきたいと思います。

次に、私は2月15日に行われた豊明市障害者自立支援協議会を傍聴させていただきました。その中で、障がい者相談支援事業の現状について、フィットについての説明を聞きました。

23年4月から23年12月の相談件数は、先ほど答弁にもありましたが、2,563件と多くの方々から相談を受けているということです。

細かい内容は、相談件数の1番が福祉サービス利用等に関する支援、これが1,102件。

健康、医療に関する支援が 331 件、就労に関する支援が 241 件、家族関係、人間にかかわる支援が 191 件、家計、経済に関する支援が 144 件、不安の解消、医療に関する支援が、これが 137 件となっております。

まだまだ、ほかにも多くの相談件数があるんですが、就労に関してなんですが、相談が、これは 10%と多いんですね、相談数の割合が。

離職された方の就職についての相談とか、養護学校を卒業後の進路相談が増えていると聞きました。

また、いただいた資料の中に、障害福祉計画の中に、身体障がい者は1年に2%、知的障がいの方は1年間に 4.2%、精神障がいの方が 10%、これは大きいです。増加を予定している。

平成 26 年度の障がい者の推移、身体障がい者が 1,938 名、知的障がいの方が 382 名、精神障がいの方が 1,431 名、合計で 3,751 名を予測しているということです。

今、フィットは、豊明市と社会福祉協議会、豊明福祉会の合同運営で行っていると思うのですが、それで再質問をさせていただきます。

今、フィットの担当者の人数。あと、それぞれ豊明とか社協ですね、それから豊明の福祉会から何人ずつ配置されているのでしょうか。

また、豊明市の職員は、フィットに常時、常駐しているのでしょうか、お聞かせください。

No.99 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.100 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

フィットは、総勢4名でございます。

知的障がい2名、精神1名、それから身体1名ということで、知的につきましては、豊明福祉会から2名、精神につきましては市役所、それから身体につきましては社会福祉協議会からで、総勢4名でございます。

終わります。

No.101 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.102 ○5番(早川直彦議員)

これから、どんどん相談が増えていくと、説明の中でも相談件数が増えていると。多分、営業している時間の中以外にも活動されているんじゃないかなと思うんですよね。

これを例えば、人数が少ないと。今の状態でちょっといっぱいだというので、今後増えていくと、相談をしたい方というのは、本当に最後の最後に相談すると思うんですよね。

もう1回相談すれば、ああちゃんと聞いてくれるんだというふうに思うと思うんですが、一番最初は、相談したくてもだれもいないと。近所でも聞けない、知っている人にも聞けないと、本当に困った状態で、最後の最後にフィットに相談される方も多々いると思います。

そういう方たちが電話をしたりとか連絡したときに、素早く対応できない、何日も待たされるなんてということがあってはいけないと思いますので、その辺ですね、今、現状ですね、その人数で十分足りているのか。もう残業しなくてはいけないぐらい大変なのかというのは、確認しているのでしょうか、お聞かせください。

No.103 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.104 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

大変忙しいという話は聞いております。

私どもも確認のために電話するときにも、例えば夜7時、8時にもいると、そういったような状況も結構続いているというふうに聞いております。

今のスタッフの問題につきましては、先ほど申し上げました基幹相談支援センターの立ち上げのときには、そういったスタッフの整備、強化をしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.105 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.106 ○5番(早川直彦議員)

ますます需要が、本当に相談が増えるということですので、今、困っているんだったら、何とか1人でもとか、2人でもとか、そういう職員の手助けとか、その人員配置を考えてください。

あと離職された方ですね、先ほど私が質問したんですが、離職された方の再雇用という相談が多くなっているというふうに聞いているんですが、一番それが難しいんだと思うんで

すが、それはフィットのほうで、いろんな団体やアクトさんですか、を通じて就労支援をしたりとか、訓練をしたりしていると思うんですが、その辺ですね、現状、相談が多くて十分機能していないのか、しているのか、お聞かせください。

No.107 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.108 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

今、議員が言われましたアクトですが、このアクトは尾張東部圏域と守山区を所管しているということで、大変広範囲になっておりますので、確かに、きょうの明日、ちょっと来てほしいとかということには、なかなか対応が難しいようでございますが、日程調整さえすれば面接同行ですね、ハローワークへの面接に同行していただいたり、企業での面接に同行していただいたり、あと、就労相談なんかにも乗っていただけるということでございますので、この機関は国と県が資金を出しまして、尾張旭市の社会福祉法人に委託をしております、豊明市は負担をしておりますが、現状のこの機関を豊明市としても大いに活用してまいりたいと考えております。

終わります。

No.109 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.110 ○5番(早川直彦議員)

フィットの方々が多分、頑張って一生懸命やられていると思いますので、その辺は手助けしていただけるといいのかなと思います。

では次に、障がい児の放課後の支援についてお伺いします。

児童クラブは6名ということでしたね。児童が利用しているという答弁がありました。職員を増員して、容易に例えば児童クラブに預けるといってもできないというのはわかります。

今、預かっている方というのは、軽い方だと思うんですね。集団で一緒にいることができる子どもたちに限られていると思います。

厳しい環境の中で、どうしても働かなければいけないという保護者の方も多分、みえると思います。

しかしながら、児童クラブのほうに、児童館のほうに相談をしに行っても、預かってくれないんじゃないかなと。それでやっぱり、相談にそもそも行きたいんだけども、もう受け入れてくれない。だったら、もう行くのをやめようというような状況ではいけないと思うんですね。

児童クラブに関する障がい児支援、まあ軽い方だと思うんですが、その辺の今の指導とかアドバイスとかは、どのようになっているんでしょうか、お聞かせください。

No.111 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.112 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

現行、児童クラブは障がいをお持ちの方も、そうでない方も、同じような取り扱いをさせていただいております、基本的には。

ただし、多動とか、そういったことで、なかなかちょっと扱いづらいお子様につきましては、親御さんについていただいたり、ボランティアの方についていただいたりとか、そういったことをお願いをしております。

終わります。

No.113 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.114 ○5番(早川直彦議員)

遊びの場を提供する放課後子ども教室を、まずは開設をして、広く利用者さんを増やすという考え方だと思います。

しかしながら、行事の日程を見て、ここだけ出てみたいなど、そういう方もいるんじゃないかなと思います。

しかし、一緒にいると、かえって迷惑になるんじゃないかなと。行きたいんだけども、最初からもうその場所に行けないということもあると思うんですね。

私は提案したいんですが、先ほどボランティアというふうに出てきたんですが、例えば障がいの知識を有したボランティアの方を募ってみたりとか、あと、今手伝っていただいているとか、今後手伝っていただくボランティアの方に、障がいを持たれた方とか子どもたちへの接し方の勉強会などを開いて、そういう子どもたちも参加することができる。例えば、1カ

月の日程の中でも、ここはいいですよとか、そういうふうに進めることはできないのでしょうか、お聞かせください。

No.115 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.116 ○教育部長(加藤 誠君)

議員がおっしゃるとおりでございますし、放課後子ども教室のそもそもの目的の中には、地域の参画というのが一番前提でございます。

こういった中で、先ほども申し上げましたとおり、地域ボランティアの協力というのが一番大きくなるのではないかなと、このように思っておりますし、平成 24 年度予算につきましても、昨日もちょっとお話をさせていただきましたけれども、コーディネーターと、それとあわせて、そのスタッフについては2名を配置していると。増員をして、要するにより濃い指導体制をとっていきたいと、このようには思っておりますので、そういった中で対処をしてみたいと、このように思っております。

以上でございます。

No.117 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.118 ○5番(早川直彦議員)

まだまだ、これからいろいろな課題が出てくると思うんですが、だれもが、本当に障がいのあるないにかかわらず、助け合って普通に生活できる場をつくる。やっぱり、小さなときからそれを体で学ぶことによって、大きくなったときに偏見を持つとかということはないと思います。

ぜひとも、一步一步障がい児の支援についても進むことを願ってまいります。

次なんです、豊明市の、先ほど出ているのが就労継続のA型ですね、雇用型の施設が間米に今後できます。障がい者の就労支援に頑張っているNPO団体と私は聞いております。

市長の施政方針の中に、「障がい者就労支援を行うNPOなどに対しても支援を強化する」とうたわれているんですが、どのような支援をこれは考えているのでしょうか、お聞かせください。

No.119 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.120 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

NPOに対する支援につきましては、これは全庁的な取り組みといたしまして、今まで進めてきたところでございます。今さら申し上げるまでもございません。

現在の第4次総合計画の基本理念が「協働で創るしあわせ社会」ということで、そういった協働によるまちづくりを進めるために、NPO支援施策につきましても、20年度の協働推進計画の中でいろんなことがうたわれております。

市民活動情報の発信だとか、いろいろ入ってございますが、健康福祉部門でいきますと、今、議員が申されました就労継続A型・B型事業所に対して、新設の設置工事の補助金を昨年12月議会でお認めをいただいて、その一部補助金を出していることと、あと、今回A型とB型でございますので、A型は一般就労により近い方ということで、雇用契約も結ぶ方なんですけど、現在、あそこは定員が10名が、今度20名に増えますんですけど、一般就労に近い方を、さらに募集をかけないといけないということで、先ほどのフィットとかアクトも含めまして、そういった就労される方の募集に支援をしてまいりたいと考えております。

終わります。

No.121 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.122 ○5番(早川直彦議員)

豊明がそういうNPOの団体に協力をして、また新たなNPOの団体が生まれ、新たな就労継続のA型ないしB型とか、そういう就労支援の場所がどんどん増えることも必要だと思います。

今後も、そういうNPOの団体にも力をかしていただきたいなと思います。

障がい児の放課後支援の充実とか、障がい者の就労支援を進めていくということは、非常に大変なことだと思います。

行政、福祉団体、NPO、ボランティアの皆さんが連携をとって、夢や希望を持って生活できるようなまちづくりを目指していこうにしてください。私の要望です。

じゃ、次の質問に移ります。

2番目の公職選挙法による寄附行為の禁止について再質問させていただきます。

市のほうが回答することではないというふうなんです、各議員が公職選挙法にのっとって政治活動とか選挙活動を行っているわけなんです、ちょっと私が調べたところなんです、平成17年に近隣の知立市議会が申し合わせを行っております。ちょっと紹介します。

議員の寄附行為の禁止に関する申し合わせ。

平成17年12月16日、議員の寄附行為禁止に関する申し合わせが行われました。その内容は次のとおりです。

知立市議会議員の寄附行為禁止に関する申し合わせ。

公職選挙法では、政治家の選挙区内の有権者に対するいかなる名目の寄附行為も禁止しています。

ところが、このことに関し、先般、他県において県議会議員などが地区運動会に際して参加費という名目で数千円を寄附したとして、公職選挙法違反の疑いで地方検察庁に書類送検されたという残念な事例が発生しました。

このような事件は起こしてならないものです。私たち知立市議会議員は、市民全体の奉仕者として、公正かつ清廉を基本姿勢とし、地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法など、政治活動に関する諸法令を遵守することを改めて自覚するとともに、寄附禁止のルールを守り、市民の負託にこたえるよう努めるものでありますとあります。

これは過去に、この年ですね、埼玉県のある市で起きた事案だそうです。そのときに、議員は襟を正す必要があるということで、ほかの議会においても申し合わせをつくっているところが、何件かあります。

過去の慣例に基づいて行う寄附行為が、逆に、市民の皆さんに迷惑をかける行為になってはいけません。

私が、料理やお土産相当分として包み金を支払わないことを、さも悪いことのように言っている方がいるみたいなんです。残念でたまりません。

私は、当たり前前が当たり前前通用する政治を目指すと言っています。その1つとして、一般質問をさせていただきました。

再質問なんです、豊明市のホームページで、選挙管理委員会の選挙運動のルールで、市民にわかりやすく寄附行為の禁止が述べられているんですが、その寄附禁止の部分のところ、私が質問した1と2の部分を書き加えることは可能でしょうか。

その部分が載っていないので、わかりにくいんじゃないかなというふうに思います。

その辺、できるものなのかどうか、お聞かせください。

No.123 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.124 ○副市長(平野 隆君)

現在、アップしておりますホームページについての内容についてのご要望と承っておりますので、そういうふうに聞きましたので、まあ私どもは、これはわかりやすいという感覚でPRをしておりますけれども、さらに、いい文章等があれば、それはやぶさかじゃございません。

終わります。

No.125 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.126 ○5番(早川直彦議員)

会費制の場合、参加者全員が同額の会費を負担する場合の支払については、これは除かれます。

会費制の場合、議員へ会費を伴う案内をする場合は、その旨を、案内状などに「会費の金額として明記していただければ幸いです」というふうに書いてあるところが多いです。

やっぱり、これのほうがわかりやすいからだと思うんですが、そういうところもありますので、ほかのところを参考にさせていただけるとありがたいかなと思います。

あと、市民への啓発も必要だと思います。広報もそうだし、区会とか、そういう寄附行為の禁止の啓発はしていると思うんですが、どのような方法で今、まあ公職選挙法のことなんですが、特に寄附行為の禁止について啓発しているんでしょうか、お聞かせください。

No.127 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.128 ○副市長(平野 隆君)

啓発については、先ほど言いましたように現在のホームページのアップ、それから、広報の紙面の関係もありますけれども、適切な時期に寄附行為の禁止を載せたという経緯もありますので、今後もそういった方向で考えていきたいというふうには思っております。

終わります。

No.129 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
早川直彦議員。

No.130 ○5番(早川直彦議員)

最後に、市長にお聞きします。

クリーンな政治、きれいな政治を目指すということは、市長や議員にとって大切なことでもあり、寄附行為に関して市長の考えですね、についてお聞かせください。

No.131 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.132 ○市長(石川英明君)

今まで、部長や副市長が述べたとおりだというふうに言わせていただきたいというふう
に思います。

以上です。

No.133 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

早川直彦議員。

No.134 ○5番(早川直彦議員)

市民の皆さんに信頼される政治を目指していくためにも、先ほど言った三ない運動、政治家は有権者に寄附を贈らない、有権者は政治家に寄附を求めない、3番目は政治家から有権者への寄附は受け取らない。三ない運動を実施しなければ、これはいけません。

議場にみえる方には、三ない運動のことを理解していただけたと私は思っております。

これにて、私の一般質問を終わります。

No.135 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、5番 早川直彦議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時54分休憩

午後1時再開

No.136 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.137 ○3番(近藤郁子議員)

議長よりご指名をいただき質問をさせていただきます。

初めに、1年になろうとする東日本大震災の被災により、ふるさとを離れ、慣れない生活を余儀なくされている方々が、愛知県に529世帯、1,217名もいらっしゃることに、まだまだ復興は遠い現実が見えます。

3月5日付でわかっているだけの世帯数ですが、愛知県内で避難者がいない市町村は1市6町1村、その1市が豊明市ということを知り、少々複雑な思いをしております。

私個人としても、これからできる支援について考えていかななくてはいけないと思っております。

では、質問に入らせていただきます。

初めに、市長の言葉の端々に使われる「新しい公共」について伺いたいと思います。

この質問は、もう何回かされていますが、具体的な市民の役割について伺いたいと思います。

豊明市では、まつりなど実行委員会が元気な豊明市を目指して、より充実したものにしようと、1年をかけて計画、実行しています。いろいろな特技を持つ市民が実行委員会に参加していらっしゃいます。

昨年の秋まつりの前夜祭で、今年のチラシをつくった方が、まだまだできることがあるし、参加できることは楽しいとお話してくださいました。

こういうことが、新しい公共の第一歩であると考えますが、市長の考える新しい公共はどんなものか、もっと違うことなのかが、いま一つわかりません。

市民が公共に一役かっていると思っていたことが違っていたのでは、市民のせっかくの第一歩が台なしになりかねません。

市民に、市長の提案する新しい公共が具体的にどのようなことか、周知いただきたいと思いますが、市として新しい公共についてどう考え、今後、どのような施策を考えていくのか、伺いたいと思います。

次に、豊明市の農業について、市の方針、施策について伺います。

国の施策により、各市町村でマスタープランの作成が必要になっております。昨年の11月の説明会が発端になり、当局では情報収集に奔走していることと推測しますが、近隣市町では既に新しい取り組みが始まっているところもあり、豊明市の農業施策も活発に行っ

ていただきたいと望むものであります。

今回の国の施策の中には、新規就農者への補助金もあり、農家の形態が大きく変わろうとする中であって、今回の国の施策を有効に活かして、豊明市の農業にもつながるよう条件を整えるためにも、早急にマスタープランの策定をしていただきたいと考えますが、当局の考えはいかがか、伺いたいと思います。

それから昨日、市長より答弁に30分はかかると伺いましたが、できるだけわかりやすく、そして簡潔にご答弁いただけるようお願いして、壇上での質問を終わります。

No.138 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.139 ○行政経営部長(横山孝三君)

行政経営部からは、新しい公共についてご答弁申し上げます。

公共という概念は、地域の中にもともと存在していたものでございますが、新しい公共とは、新しい視点でその役割を見直し、人や地域のきずな、コミュニティーを編成することと考えます。

その推進のためには、重要なことは市民参加のもとで決めていくということであり、地域のことは地域で解決することができるような仕組みづくりが必要です。

平成24年度には、区の一括交付金化の実施により、地域の自主性、自立性の促進を目指します。

また、附属機関の委員任命の際には、公募などにより市民参画の機会を拡充し、市民の声を一層反映できるよう努力していきます。

さらに、情報発信として、行政の透明性を高めるため、予算編成過程を公表することといたしました。

今後も、パブリックコメントやタウンミーティングの実施、公共の担い手として民間やNPOを育成するなど、協働のまちづくりの推進に向けて努力してまいります。

以上で終わります。

No.140 ○議長(平野敬祐議員)

鈴木経済建設部長。

No.141 ○経済建設部長(鈴木重利君)

経済建設部より、豊明市の農業についてお答えをいたします。

これまで土地利用型農業において、戸別所得補償制度の導入や食料自給率向上のた

めの施策を推進しているところでありますが、農家におきましては、所得の減少、担い手不足の深刻化、高齢化の進展等、厳しい状況に直面しております。

議員が壇上で申されました昨年11月に、農林水産省の試案、試みの案として、力強い農業構造実現に向けた道筋を施策として、地域、集落からの意見を集約した地域農業マスタープランの作成を必要とする旨の説明がございましたが、具体的な踏み込んだ説明ではございませんでした。

年が明け本年2月に、東海農政局より、具体的な手法について市町村あてに説明があり、その後、2月中旬には農協にも説明がなされました。

この地域農業マスタープランは、「人・農地プラン」と略され、地域、集落が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となります。

土地利用型農業について、地域、集落の農業に携わっておられる経営者だけでなく、奥さんや後継者の方などの話し合いによって、今後の中心となる形態はどこか、中心となる形態にどうやって集めるか、中心となる形態それ以外の農業者を含めた地域農業のあり方などを決めることとされています。

この人・農地プランに位置づけられますと、新規就農者対象には青年就農給付金、プランに位置づけられた経営体に集約しますと農地集積協力金の支援が、また、戸別所得補償制度における規模拡大加算の支援も受けられるとことが示されております。

なお、このプランを作成するには、地域農業再生協議会のメンバーを中心として、大規模経営者、法人経営者、集落営農の代表者で組織する検討会が必要となります。

この検討会には、女性農業者等を含め、メンバーのおおむね3割は女性を含めることが示されております。

国の方針は、地域、集落ごとの徹底した話し合いにより、今後2年間程度ですべての市町村で作成することを目指しています。

議員の言われるとおり、まさに豊明の農家の形態が大きく変わると申しますか、これは日本の農業が大きく変わることに思われますので、国の動向を注視し検討してまいりたいと考えます。

終わります。

No.142 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.143 ○3番(近藤郁子議員)

では先に、豊明市の農業についてから再質問をさせていただきたいと思っております。

今の答弁の中でも、やはりマスタープランは大至急、策定していかななくてはならないというふうに、考えていらっしゃるということがわかったんですが、では、そのマスタープラン策定は、2年間というふうには国のほうから言ってきているみたいですが、豊明市の策定プラン、スケジュールは、どのように今考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思えます。

No.144 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.145 ○経済建設部長(鈴木重利君)

まだ詳細に詰め切ったわけではございませんが、早速、新年度より着手するといたしまして、数々の項目を消化してまいりますと、来年2月にプランの承認を受ける運びになるのかと、そんなスケジュールは持っております。

終わります。

No.146 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.147 ○3番(近藤郁子議員)

豊明市の農業の現状をかいま見ますと、耕作者の減少ということがあって、とって、田んぼはアグリとか、そういう法人がやってくれるということもあるんですけども、畑に関してはなかなかやり手がなくて、荒地地にははいけないということで、農業委員会でも随分と考えられているのが、今現状なんです、私がなぜ、このことを今回質問させていただきたいかと申し上げますと、新規就農支援がなされるという、新しく畑を借りたり、豊明市で農業をしようという方々に、たしか年間150万円だったと思うんですけども、その支援がなされるという朗報が、その中に加えられているわけです。

初めて、そうして農業をされる方にとって、その150万円という、毎年150万円、5年間でしたっけ、ただけるということは、とても重大な生活の糧になるかというふうにも考えるものですから、そういった県の事務方と情報収集に努めていただいて、不利益をこうむらないような方法を探っていただきたいと、その第一条件がマスタープランの策定となります。

偶然、今月に入ってからですが、女性農業委員として研修会がありまして、行った先に担当の部長がいらっしゃいました。

そして、この新規就農支援をされる係の方もいらっしやいまして、ちょっと伺ったんですが、10月ぐらいまでにマスタープランがある程度でき上がれば、細かいものでなくても、ある程度前向きにでき上がっていれば、4月から就農された方に、その支援ができるということを伺ったんですけれども、そういうことも含めて、来年の2月にどうしてもマスタープランはなりませんでしょうか。

No.148 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.149 ○経済建設部長(鈴木重利君)

ちょっと、そのお話の詳細がつかみきれませんが、例えば今おっしゃったように、10月までにできて、じゃ、さかのぼってということはございません。そのような制度と伺っております。

終わります。

No.150 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.151 ○3番(近藤郁子議員)

もしかしたら、私のそのときの質問の仕方とかが間違っているといけませんので、それを大至急確認をしていただきたいということも、情報収集の1つとして、していただきたいということ。

それと、新規就農者の方が、農業委員さんのいろんなご尽力もあって、豊明の方ではないんですけれども、豊明で畑を借りて就農していきたいというふうに思っている方への豊明市の対応、それに向けて頑張って早くつくりましょうという、そういうことにやっぱり出ばなをくじかれるようでは第一歩を台なしに、それこそ、これは農業的な新しい公共かなというふうにも思ってみたりもするんですけれども、第一歩の出ばなをくじかれてもいかがかとも思うんですけれども、豊明市の耕作者の減少が、今後ずっと続いていこうと、多分部長も予測していると思うんですが、降ってわいたような事業で、とても戸惑っていることも十分承知いたしますけれども、しばらく、このマスタープラン作成に向けて全力を注いでいただくようなことと、そして、先ほど言いましたことは、私も多分間違いではないと。

さかのぼって、4月の最初からいただけることということはありませんけれども、不利益

がないようにというようなことは、たしか聞き覚えがあったと思いますので、そういったことも情報を仕入れていただきたい。

そういった意味で、やはり10月ぐらいまでにはマスタープランの策定、第一歩を踏み出すことはできないでしょうか。

No.152 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.153 ○経済建設部長(鈴木重利君)

先ほど申しました作成に向けたスケジュールを、担当のほうでよくもんで案を立てております。

なかなか現時点で、10月までに前倒しをするというのは、非常に困難な状況にあらうかなと、そんなふうに感じております。

今回、このご質問に関しましては、議員よりエールを送られた思いであります。今後の取り組みの中で、職員も当然努力してまいります。

そんな中で、農業委員の方々、また生産組合の方々にもご協力をいただく場合も想定されますので、ご理解いただけるように努めてまいりたいと思います。

終わります。

No.154 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.155 ○3番(近藤郁子議員)

先ほど言いましたように、こういったことは農業的な新しい公共にもなるんじゃないかならうかと、勝手に思っておりますけれども、市長、その点についていかがでしょうか。

No.156 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.157 ○市長(石川英明君)

大変悲しいことなんです、そうした視点からいくと、これはひよっとしたらずれるかもわ

かりませんね。

国がこうした方向性を示しているという背景は、いろんな問題が考えられるというふうに、私は整理すべきかなというふうに思いますね。

例えば、TPPの問題を整理をしようと思うと、やはり、ここの豊明のあいち尾東の農業従事者の皆さんと、今後の方向性をどう整理するかということが重要になってくるわけです。

今、国が新規就農者に150万円ですが、もう一つその裏にあるのは、離農を促進するための、そうした方向性があるわけですよ、大型農業を位置づけていくという。

確かに、日本全体の農業が大きく変わる可能性があって、私自身が考える新しい公共という視点からいくと、少しずれるんですね。

それは何かといたら、地域の市民や農業従事者が、どういうこれから農業を目指すかということに立脚するのが、私は新しい公共だというふうに位置づけているわけです。

ですから、国がこういう指導をするというのと、みずから豊明の農業従事者や、そういう人たちがつくっていくという視点からは、少し相反するものがあるかなと。

私が描くなら、これからの農業については、豊明の農業従事者や、新たに新規就農したい人たちが、どんな農業の方向性を出すかということのほうを重視をしてやっていく方向性のほうが、大事なような気がするわけです。

ですから、このことをすぐさま、やはり計画を組み立てるという状況ではなく、今、そうした原点を、豊明のこの庁舎内でもきちっと原点の話をしてから、それからこのことについて手を挙げていくのか、挙げていかないかということです。

それはもう少し、まあ余分な話をしますが、国は今まで通達制度の中でいろんなシステムをつくってきました。

しかし全国では、そうしたところに乗らずに、独自のまちづくりをやってきたところが、調べていただければあるというふうに思います。

そうしたことが、ひょっとしたら、これからの地域主権、市町の力量によって変わっていくようなまちづくりを、我々は目指していかなければならないのかということを思うわけです。

だから、そうした視点からいくと、このマスタープランに今、我々がすぐ乗るのかというのは、慎重に検討をして整理をして、それから取り組むべきではないかなと。

そのためには、やはり農業従事者の方や新規就農者、学識経験者や、いろんな人からご意見をいただいて、そうでないと、乗ったが後に何だったかと。

日本の農業は、豊明の農業は、こんなふうになってしまったというような形になる危険性があるなら、やはり慎重にすべきではないかなというふうに考えております。

以上であります。

No.158 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.159 ○3番(近藤郁子議員)

豊明独自のものがあってしかりだと思います。

何ていうのですか、水稻の何ていいましたっけ、作付を少なくするというようなことも、国からの要請であります。

でも、それはやはり新潟みたいな大きな農業県と違って、豊明でも同じようなパーセントで、そういうことを指示されているということに関しても、少し違うような気もしますが、このマスタープランに乗るとか乗らないという話を今しているのではなくて、豊明市でもマスタープランをつくる必要がそろそろ出てきたんじゃないかと。

それを、せっかくのこういう時期なので、ちょっとそちらのほうに力を注いでいくような施策は考えていかれませんかというふうにお伺いしたつもりだったんですが、いかがですか。

No.160 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.161 ○市長(石川英明君)

言い方が少し不足をしていたというふうにあります。

私自身は、これからの豊明の農業政策もしかりです。それから、27年の総合計画もしかりだというふうを考えるわけです。

これからは、やはり独自の豊明の創造性に満ちた計画を立案する方向性にあろうというふうに思っています。

ですからマスタープラン、これに乗っかるか乗っからないかということの整理をまずして、独自のマスタープランができれば、こんなすばらしいことはないんですが、それだけの我々に力量があるかということも問われてくると思います。

そのときには行政だけではなく、議員の皆さんや市民の皆さんの提案やご意見をいただく中でしか、できないというふうには思っています。

ですから、基本的にはマスタープランをつくらないとは言っていないので、ご理解をください。

つまり、独自性を引き出すことの必要性があるんじゃないかなということなんです。

以上です。

No.162 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.163 ○3番(近藤郁子議員)

もちろん、背景には市長がおっしゃいましたように、離農促進があるのかもしれませんが、TPPのことも随分と加味されていることかもしれません。

ですけれども、実際に今田畑を耕していらっしゃる方々が随分とお年を召して、耕作できなくなっているという実情も、豊明市にあるのも確かです。

それに対して、農業委員会の中で随分と皆さんが、荒れた農地をつくらないように、少しでも豊明市のそういった調整区域の緑を保とうというふうに一生涯懸命にいらっしゃる中で、今回は新規就農者の方がいらっしゃったわけです。

その方々に対して豊明市でやりたいというふうに思っていたのに、豊明市でそういうことが、ほかの市町と同じようなスピードではできないということがわかれば、豊明市から離れていってしまうということも考えられると思います。

その辺で、今回のマスタープランに乗るとか乗らないということは、先ほど市長が言葉の行き違いだというふうにおっしゃいましたので、そういうことにしたとして、ただ、いつからそのマスタープランをつくるかというのに、いいきっかけになったのではなかろうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

No.164 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.165 ○市長(石川英明君)

これからの農業を考える上で、確かに助成金や補助金というのは、非常に呼び水になったり、これから促進をする1つの一助となるということは思います。

まあ農業従事者とよく話をすると、豊明には約1億円ぐらいの収入を上げている農業従事者もみえるわけですね。

その人が、そうしたら確かに、スーパーL資金とか、いろいろなものの今あるシステムの援助を受けてきたことは事実ですが、基本的には何かといったら自主、自立なんですね。

やはりみずからが創造して、農業経営を開拓をしてみえたということですね。その力が継続をしていくわけです。

確かに、愛知県下ですね、私もイチゴをやっているからよくわかるんですが、西尾市吉良町なんかでは相当なご支援をいただいて、まあイチゴ農家ができていくという姿を見て

います。

確かに、そうした援助も必要な部分はあるんですが、一番大事なことは、みずからが力をつけて、その農業経営を成り立たせていくということが、一番の力だろうというふうに思っているわけです。

今、この150万円に飛びつくのが、本当に必要なのかということを精査をしたいということです。

そうした体系的な、これからの農業の方向性を見出さずに、この制度に乗っかっていくことが、本当に豊明の農業にとっていいかということを精査した上でないと、私は踏み切れないということを言っているわけです。

一応そんなように考えておりますので、ご理解ください。

No.166 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.167 ○3番(近藤郁子議員)

市長のおっしゃる農業的新しい公共が、そういうふうな意味合いだろうということは理解をするものですが、ただ、それこそ今、市長のおっしゃった法人の農業は、すごくいろいろ努力をしていらっしゃる、そこまでにされたということは、私も身近におりますので知っております。

ただ、そういうふうに専業で、そこまでやれる力のある農業が、豊明の中にどこまであるかということは、市長はご存じかどうか。

もちろん、ご自身もやっていたらっしゃいましたので、私よりは詳しいかもしれませんが、ただ、それに向けて、そういった農業をやっていたらっしゃる農業委員会の中でも、すごく懸念があるということと、やはり今市長がおっしゃった、いろんなところに話を聞いて決めていきたいというそのスピードが、どのぐらいのスピードなのか。

もっとゆっくり、それこそ先ほど部長が言いました2年間でというふうに、その2年間なのか。それとも、もっとじっくり構えなければいけないのか。その辺、市長のお考えはいかがですか。

No.168 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.169 ○市長(石川英明君)

できれば、本当はじっくり構えていくということが重要ですよ。

確かに、スピーディーにやるということは必要なんですが、相反するようなことを言っているようで申しわけないんですが、一番大事なことは、農業委員会だとか行政が、これからの農業の絵を描くことは、やはり簡単にできるわけですよ。

それを担う人がきちっと受けとめて、その人が描き切れないと、やはり本物の農業というのは組み立てができないということです。

その人がみずから、いろんな技術やいろんなことを学びながら、失敗もしながら、その一つひとつを乗り越えていったときに、農業のあり方が見えてくるわけですよ。

確かに、1億円とか、何か1人に助成をすれば、1~2年はそれは継続はできるかもわかりませんよね。

だけど、一番強いことは、その人の本気度や、その技術やそうしたものが、総合的に確立していく。そういうことがないと、なかなか今の農業というのは、私はやっているとわかるんですが、難しい状況にあります。

ですから、そうしたものを総合的に整理をしないと、確かに助成金というのは、その人にとってとはとてもすばらしい力になるかもわかりませんが、今ずっと乗っかることが本当にいいのかなというふうに私は思っていますので、その辺のことを整理をしながら、早期にこうしたことが、計画が立案できていけば、それは乗っかっていくことになろうというふうに思っています。

以上です。

No.170 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.171 ○3番(近藤郁子議員)

そういうふうに、なかなか市長と私の思いとかかみ合わないところがありまして、多分1時間たっても、この堂々めぐりが続くんじゃないかというふうに思うんですが、ただ、市長にお願いしたいことがありますのは、今、市長がいろんなことをじっくりと構えて、話をし始める時期が2年後なのか。

それとも早急に、こういうことがあったので、豊明市もそういうことを、ほかの市町に遅れないように考えてみるということをはじめのはいつなのか、教えていただけますか。

No.172 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.173 ○市長(石川英明君)

その点につきましては、部長がお答えしたとおりですよ。
早急に、このことについて話を進めていくような状況にはなっています。
ただ、今のマスタープランに乗っかるかということは、この少し後になろうというふうに思っています。
話し合いについては、もうなるべく早い時点で進めることに、これはもちろん、この24年度の早々には、話し合いについては少しずつ進めていくということになろうというふうに思います。
以上です。

No.174 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
再質問がありましたら、挙手を願います。
近藤郁子議員。

No.175 ○3番(近藤郁子議員)

やっぱり、なかなかかみ合わないところがあってあれなんですけれども、農業委員会の皆さんは、単なる農業委員会の委員だけではなく、農業従事者の方がほとんどです。
そういった方々が、今後の豊明の耕作者の減少についてすごく深刻に考えていらっしゃるということも、委員の1人としてすごく感じておりますし、そういったことに関して、市長にお願いしたいのは、早急にそういったことも、ほかにもいろいろと公共でやらなければいけないこともあると思いますけれども、同時進行、そして、こういうきっかけがあったので、担当にそういったことを指示していただくような、もっといろんな情報収集をする、いろんな話をするということに、少しおしりをたたいていただくようなことを、ぜひしていただきたいと。
それに関しては多分、お答えはまた同じことが返ってくると思いますので、…。
何かありそうなので、じゃ、そういうことに関して。

No.176 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。
石川市長。

No.177 ○市長(石川英明君)

私自身は、農業委員会の皆さんのことを卑下するわけではないんですが、私は認定農業者としてやってきて、やはりこれからの農業を、正直言って何とかしたいということを考えていたわけですね。

ですから、そうした視点に立ったときに、今の仕組みや、いろんなところにいろんな問題があったり、そういうことを感じるわけです。

この中で、日本の農業を本当に創造してつくり上げる、その厳しさというのは、私自身としては、それなりにわかってきているつもりであります。

ですから、そうした視点に立って、実際に農業経営をうまくやっている人や、これからやろうとする人や、学識経験者、いろんな人からお話を聞いて、この豊明の農業をどう創造するかということに踏み切っていきたい。

その手順については早急に、今、幹部の中でもそうした話を進めようという状況にはなっていますので、だから、決して後送りにするなんていうことはありませんので、そこだけのご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

No.178 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.179 ○3番(近藤郁子議員)

では額面どおり、今の市長の言葉を受けとめさせていただいて、決して後送りをするつもりもないし、今もう幹部の中でも、それに向けて動いていただけるというふうに承りたいと思います。

ただ、今度は担当部局のほうにお願いをしておきます。

市長に、せっかくそのようにおっしゃっていただきました。担当部局でしっかりと、できたら前倒しになるぐらいの勢いで動かしていただきたいというふうに思いますので、ここではお返事しにくいでしょうから、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

では、今度は本当に新しい公共について伺いたいと思います。

今度は農業従事者だけではなく、豊明市民全域に、皆さんに参加していただかなければいけない新しい公共について伺っていききたいと思います。

公共については、いろいろ皆さんが質問されましたので、先ほど部長がおっしゃいましたようなことは、もう何度も聞いていると思います。

市民は、なかなかそういった、どういうんですかね、「通り一遍」というと、とても言葉が悪

いですがけれども、そういった言葉にはうまく消化しにくい部分がありますので、今回お伺いしたかったのは、例えば地域だと、市民は新しい公共になった場合には、どういう動きをするのかとか、そういった具体的な説明を受けたいと思うんですが、いかがでしょうか。

No.180 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.181 ○市長(石川英明君)

この冒頭の質問にも書いてあるように、具体的な少し事例からお話をするといいのかなというふうに思います。

例えば、今の豊明が取り組んできた夏まつり、秋まつりというのは、市民の手で行われてきているというふうに理解をしているわけです。

ですから、こうしたことが、市民の皆さんがみずから、まつりや地域のことをつくり上げていくことが、私自身が唱えていく公共、新しい公共というふうになろうかと思えます。

ですから、昨日も三浦桂司議員が言われました青パトも、まさに新しい公共という視点からいえば、十二分に当てはまっていく。

さらに今、各地域で行われている見守り隊という人たちですね、これもやはり新しい公共という位置づけになります。

部長が答えをしたように、もともと、この新しい公共という使い方を私がさせていただいたのは、正直言って市長になる少し前に入ってきたことで、私はマニフェストの段階では、この言葉を使うことはしていなかったです。

それは何かといたら、地域主権にこたえる組織づくり、まちづくりをする必要性があらうというような視点でありました。そのときに、私自身のマニフェストの構成というのは、大体そういう構成になっています。

先ほど、部長がお答えをしたように、まあ予算過程の公表だとか、NPOを育てるだとか、そうしたことが一連にちりばめたような政策になっていて、そのことが後になって、いい言葉として、私自身はこの言葉を使わせていただくということで取り上げました。

それは昨日、川上議員が言われましたよね。鳩山内閣のときに、この言葉は生まれてきました。

しかし、前段はどうかというと橋本内閣ですね。さらには小泉内閣のときに、郵政の民営化というような、そうしたものが一連に流れてきている。そういう経緯があります。

最も重要になることは、政府というものを、行政というものを、ここは使い分けをきちっとしないといかぬですね。政府ですね。

まあ川上議員が言われたように、明治以降の近代国家において、日本は政府イコール官というような位置づけをして、指導体制に入ったわけですね。

このことによっても、また、近代国家の中で地域のコミュニティーが分断をされたのも、やはりそれがプラスアルファになっているだろうと。

もともと、日本の歴史の中には、きちっと位置づけられていた公共であります。このことを、新しい視点や失われたものを再度復活をしていくということが必要になろうということ、その言葉を使ったわけであります。

もう一つ言い方を変えれば、新しい公共というのは、市民の公共ということですね。大事なことは市民が決める。そして市民のできることは市民にやっていただく。このことがNPOを育てたり、ボランティアを育てたり、企業とどう連携をしていくかということにつながろうというふうに思います。

ですから、大きな行政、小さな政府ということも、ここで位置づけられるわけであって、行政がすべきことは、やはり税をいただいて行政が行うという形になろうと思うんですが、その行政と、行政というといかぬのか、政府と市民とが、いかに連携を取り合って、これからのまちづくりをするか。その主体は市民であるという、そうした考えに基づいた、私が使ってきた新しい公共の意味合いであります。

以上であります。

No.182 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.183 ○3番(近藤郁子議員)

大きな行政、小さな政府という言葉も、新しい公共という言葉も、ずっと今年の4月から聞いてきているわけなんです、それに当たって、主体は市民であって、その連携をとる方法をとるのを、もう1年たちましたので、どういうふうに市民にアプローチをしていかれるのか。

具体的に、例えば補助金制度に関しましても、新しい公共の1つだというふうに思いますけれども、ゼロベースで補助金の積み上げをしていくというふうに、切り捨てではなくて、積み上げていくというふうに伺いましたけれども、そのゼロベースから始めていくのに当たって、市民はどういうふうにすれば、今の豊明市の新しい公共にふさわしいものかと、やっぱり迷うところがたくさんあることがよくわかってまいりました。

ですから、きょう伺いたかったのは、そういう方向に向けて、市民が今の石川市長の方針の中で、豊明市の新しい公共は自分たちはどういうふうに担っていくのかと、どういうふうにしていけば、それに歩調が合わせていけるのかとか、そういったことを正直迷っているところがありますので、そういった具体例、具体案、具体的な言葉でお聞かせいただきたいんですが。

No.184 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.185 ○市長(石川英明君)

既に、そういう取り組みというのは、先ほど部長が述べたように、いろんなところでもう取り組みは入っているわけですね。

予算過程の公表というのは、確かに、まだまだ的を射てないところとか、まだまだ手を加えなくてはならない。

それは何かといったら、市民が知るべき権利である財政の予算について、やはり公表をして、今後は検討したいと思うんですが、市民の意見を聞きながら、構築をするということの必要性もあろうというふうに思います。

さらに、こういうことを言うと、どうとらえられるかわかりませんが、議会においても基本条例を制定をいただきました。このことは、やはり重要な部分であります。

私自身が今、市民の皆さんに説いていくということは、1つは、タウンミーティングで市の政策だとか、具体的な今後の方向性や皆さんのご意見を聞く。

議員の皆さんも基本条例をつくられて、今後の運用で、具体的に市民の皆さんの意見を聞かれることになろうと思います。

そうした形の中で、二元代表制というものを、この議会の中できちっと作り上げていくということになろうと思います。

もちろん、こうした取り組みは幾つか私自身も上げてきて、一気に、一度に行くというわけにはいきませんので、少しずつ作り上げていくことになろうというふうに思っています。

具体的な区の交付金についても、まさに、そうした視点に立って作り上げてきたものです。

ですから、まだ今は前段として、今までの交付金の整理をした中ではありますが、少しそこにも位置づけさせてもらいました。

さらに、私自身はその中で7,500万円ぐらいの予算をつけて、地域の皆さんが、独自の自治を行っていただけるような形に、どうつくり上げるかということは今、精査をしているところであります。

こうしたように幾つかの政策を関連づけて構築がしてあります。先ほどの補助金等のゼロベースで見るとということも、その政策の一環であるし、先ほど言われたとよあけ大学も、そうした視点に立った位置づけの中で進めていく政策になろうかというふうに思います。

挙げると、もっと幾つかあるんですが、まあそうした考えのもとに進めていくことになろうというふうに思います。

以上であります。

No.186 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.187 ○3番(近藤郁子議員)

区の一括交付金に関しましては、昨年から多分、区長会の中でこういったやり方はどうかとかというようなお話がされて、今回、一括交付金になろうかというふうには思っておりますけれども、それは各区の区長さんに、こういうふうにとというような説明が、多分されていたんだと思います。

今回思いましたのは、先ほどの補助金団体というか、NPOでも補助金団体でもそうですけれども、どういうふうでゼロベースでやっていきますよというような、じゃ説明会も、同じように一度集めてされるような計画があるとか、それは、そういうこともせずに、広報で知らせて、補助金の欲しい人は何か書類を出しなさいよというような一辺倒なことになるのか、そういった具体的な案を教えてくださいと、市民も安心して、さて次から自分たちはどういふふうな活動をしていこうとか、そういうふうで考えることができると思うんですが、今、本当に新しい公共でゼロベースになっていふふうに言うと、逆に言うと、ゼロベースというのは切り捨てられてしまういふふうで誤解を生むかもしれません。

そういう誤解を生むことがないように、市民がもっと豊明市の一助になるようなことを、自分たちも公共の一員としてやりたいなというふうで思えるようなアプローチの仕方ということを、考えていただきたいというふうで思いますが、もう1年たちました。

そういった具体例はありますか、具体策というか。

No.188 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

石川市長。

No.189 ○市長(石川英明君)

ゼロベースについては、少し余分な話になるかも知れませんが、決して予算を切るためにやるということではないんですね。

やはり自分たちの活動を再認識をいただいて、より創造性豊かな活動に組み立てていただくためのシステムとしてやっていくということですね。

このことについての整理の仕方は、昨日、部長がお答えをしていると思います。

そうしたことの精査ができましたら、基本的にどの段階からどういうふうに進んでいくかというものの具体的な骨格が決まりましたら、もちろん皆さんにわかりやすいように説明をして、その制度に乗っていただけるような方向性になろうというふうに思います。

ただ、まだ庁舎内でもその検討を図っている段階でありますので、まだ「具体的な」と言われると、少し提示ができない段階であります。

以上であります。

No.190 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.191 ○3番(近藤郁子議員)

まだ、これからだということなので、決まり次第、できるだけわかりやすく、市民に周知をしていただきたいというふうに思っております。

市長ご自身のお話の中で、青年団で活躍されたことで、すべての市民が市長と同じようにできるというふうに、できたら思わないでいただきたい。

市民の中にはもう既に、新しい公共とかゼロベースという言葉だけが先走りをしていて、自分たちが今までやってきたことと、どうつなげていっていいかわからないという方がいらっしゃるのも、目の当たりにしています。

ですから、さっきおっしゃったように、ゼロベースは切り捨てでないということは、私は十分承知しておりますが、それを市民がうまく理解ができるように、十人十色の受け方をされますので、共通な理解をするまでは、市民には懇切丁寧に、ご理解をいただけるような施策、具体策、そういったものをとっていただきたいというふうに思っています。

本当に、市長室だよりの中でいろんなことを市長がお話をなさいます。市民にできるだけわかりやすくというふうに思って、出しているというふうには思っていますけれども、私たちのブログですとか会報の中でもよく言うのですが、書き手と読み手と当事者とは、全然受け方が違うわけです。

ですから、そういったことも踏まえていただいて、ああいうふうに説明をしていただく内容も、より精査していただいて、わかりやすく誤解を生まないようにしていただきたいというふうに思っております。

昨日、藤江議員の質問の中で、我孫子市のゼロベースの補助金制度が成功した要因が挙げられました。

1番に市民の理解が得られたということだと。そして、それには2年間かけて団体に赴いて、出かけられて、理解を求めたというふうに聞いたんですが、間違いはなかったと思います。

ですから、新しい公共というのは、そういうものだというふうに思っていますので、先ほどの農業委員会、農業に関して、じっくり構えてというふうに思っていらっしゃるのであれば、新しい公共に対しても、じっくりと市民と顔を突き合わせて、フェース・ツー・フェースぐらいの、じっくり構えていただいて、やっていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

できるだけいい施策であってほしいと。新しい公共というのは、内容はさておいて、そういう言葉というのは、豊明市民は、それこそ乾いた海綿じゃないですけども、海綿が水を吸うかのごとく、それを望んでいるのは間違いありません。

ただ、そのやり方に関しては、上から落とされるようなことでは、新しい公共ではないと思います。

ですから、できるだけ市民の声を聞いていただく。そういったことから始めていただきたいということを要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

No.192 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、3番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午後1時48分休憩

午後1時58分再開

No.193 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

13番 近藤恵子議員、登壇にてお願いいたします。

No.194 ○13番(近藤恵子議員)

議長のお許しを得ましたので、通告に従い3項目質問いたします。

まず、豊明市の防災対策について。

先月 14 日に、豊明市防災会議が開催されました。この会議は、豊明市地域防災計画を作成し、その実施を推進することを事務としています。

例年、計画の変更点を承認し、そのほかに報告があるだけの会議です。

しかし今年は、東日本大震災の後の初めての会議であり、何か発展的な提案などあればとの思いから傍聴いたしましたが、議長から感想や意見を求められたときにも、出てきたのは、防災訓練の炊き出しの内容についてのみであったことは残念に思っています。

今議会での副市長の答弁にも何度もあったとおり、国や県と連動しなくてはならない防災計画の見直しは、すぐに対応できないことは承知していますが、今、まだ十分に行き届

いていない市独自の防災対策、きめ細かいところを見直すことは、すぐにでも取り組めるものと思います。

例えば、県の教育委員会は、東日本大震災を教訓として、児童生徒が自他の生命を大切にするとともに、危険予測、危機回避能力を高める防災教室や、避難訓練を充実させることをねらいとして、防災教育指導者研修会を昨年11月に開催しています。

これは、県内の全小中学校から各1名の先生が参加され、各校に持ち帰り、それぞれの学校での今後の防災対策に役立てるものです。

また、県は地震防災教育パンフレットも作成し、公立学校の全児童生徒にも配布しています。

この事例を挙げるのは、住民や子どもたちの命を守る施策、待ったなしで進めていかなくてもならないものは、取り組めるところからどんどん取り組んでいっているということです。

では、一体豊明市ではどのような対応がなされたのか、また今後の取り組みではどのようにするのか、その点を確認したいと思います。

まず、小中学校での取り組みについて、県の教育委員会の方針に沿って、今後、どのような防災教育を考えていますか。

また、昨年3月11日以降、この1年、担当部局である総務防災課として問題意識を持って施策を講じたかをお聞かせください。

また、同じく24年度の取り組みについても、新たな計画があればお聞かせください。

次に、自主防災会連合会について伺います。

自主防災会連合会は、平成21年、市内全域において組織された自主防災会組織121団体の連携を図るとともに、自主防災活動の充実、強化を目的に発足しています。

名前は連合会となっていますが、各自主防災会の上部組織ではありません。行政の主導によってつくられていて、理事も行政側からの指名による選任であって、各自主防災会からの代表とはなっていません。直接的なつながりが少ないというのが現状です。

そのため、各自主防災会にもこの組織が十分に理解されてない傾向があります。

このことについては、昨年9月議会でも指摘し、総務防災課がもっと積極的に各自主防災会との連携を図る事業を行うべきではないかと提案させていただきました。

それが、この4月に自主防災会の方を対象に説明会を開催していただけることとなったのは、一歩前に進んだと、ありがたく思っています。

そこで今回、この自主防災会連合会について、そのあり方と、各自主防災会との連携がとれた今後の活動への方向性について質問いたします。

まず、自主防災会連合会は、先にも述べたとおり、各自主防災会の上部組織ではありません。災害時に市からの伝達経路は、まず区長、そして各自主防災会長となっており、今の市の計画の中には、自主防災会連合会は組み込まれていません。

しかし、市の指定する避難所ごとに理事がいるというのは、災害時にこの自主防災会連合会が果たせる役割に大きな期待を持てるものがあります。

理事を、該当の小中学校を避難所とする自主防災会から選出するようにすれば、もっと連携が果たせるのではないかと思います。

そこで、今後の活動のあり方について、平成 23 年度の実績と、24 年度の活動の予定をお聞かせいただくとともに、今後の防災会連合会と各自主防災会、そして行政との連携について見解をお聞かせください。

最後に、職員の定員管理について伺います。

施政方針において、職員の定員管理及び給与水準等の適正化を図ることを継続していくとあります。

そこで、職員定数の適正化と、それに関しての職員の意識改革について質問いたします。

豊明市の職員数は、第4次総合計画で、平成 18 年から 27 年度の間には 54 人削減し、491 人とすることとしています。

また今回、市長のマニフェストにおいて、それをさらに 30 人削減し、461 人とすることとなっています。

通常、職員数を削減するときには、定員適正化計画を策定し、事務事業の委託や指定管理者の活用、臨時職員の活用などといった具体的な手法を明示し、削減を進めていくとその評価を行っています。

しかし、豊明市の総合計画においては、削減の目標値が示されていますが、具体的にどこをどう減らすのかというような計画は示されていません。

そのため、現状では、この当初の評価も十分にはできません。

それをさらに削減していこうというのですから、やはり定員適正化計画がしっかり示され、サービスの低下を心配する市民や、モチベーションの低下を心配する職員の声にこたえていかなければならないものと思います。

そこでまず、今までの削減の実績に対して、事務事業の委託や指定管理などの活用がどのくらいあったのか、また、さらなる削減を進めていく上で具体的な施策があるのかを伺います。

そして、職員数の削減と並行して、職員の意識を変えていくことも必要だと思いますが、その施策を示していただき、今後、市役所をどのような組織にしていこうと考えるのか、お聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。

No.195 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.196 ○副市長(平野 隆君)

それでは、市民生活部のほうから防災対策について等々、該当する項目についてご答弁を申し上げます。

1点目であります。

防災対策についてのうち、総務防災課において平成 23 年度に取り組んだ施策、また来年度の計画はということであります。

取り組み実績といたしましては、主に災害時の支援協定が挙げられるかと思えます。

これをひとつ時系列的に紹介させていただきますと、平成 23 年の3月、これは社会福祉法人 福田会との間で「災害時における避難所施設利用に関する覚書」を締結しました。

内容は、施設の一部を災害時要援護者用避難所として提供をしていただけるということの内容でございます。

そして、昨年7月、これはコカ・コーラセントラルジャパン(株)との間で「災害時における物資提供に関する協定」の締結。

これにより、無料での飲料水の提供をいただくこと、そして災害時情報を発信できる通信機能付きの「地域貢献型自動販売機」を2カ所、市役所と福祉体育館に設置をいたしました。

そして8月には、国交省中部地方整備局との間で「災害時の情報交換に関する協定」を締結し、重大な災害発生時または発生のおそれがある場合において、現地情報連絡員を派遣していただくこと等の内容となっております。

そのほか、災害情報では、(株)NTTドコモとの間で、携帯電話に配信できる緊急速報の「エリアメール」を昨年 12 月より開始をさせていただきました。

これについては、市域内にあるNTTドコモの携帯電話に、回線混雑の影響を受けずに避難準備情報であるとか、避難勧告などの情報配信をすることができるという内容のものであります。

そして本年3月には、豊明市医師会と「災害時の医療救助に関する協定書」を締結する予定であります。

このことにより、災害時の迅速な医療を受けることが可能となると考えております。

さらに、東郷町との間では、「災害時における避難所に関する覚書」を締結する予定をしております。

これによりますと、東沓掛区若王子町内の住民は、直近の東郷町立兵庫小学校の体育館への避難が可能ということになってきます。

そして、24 年度以降の取り組みということでもありますけれども、この協定締結関係についての計画を言いますと、今、現在、進行中であるのは、医療関係機関との災害時医療の協定、さらには飲料水関係の事業所との協定を今、準備段階でございます。

それと、災害情報の発信では、先ほどのNTTドコモとの関係は済んでおりますが、そのほかにもau、ソフトバンクともできるようにしたいと思っております。

さらに、24年度の市防災・水防訓練においては、地域住民を中心とした自主防災組織の力なくしては災害対処ができませんので、このたびの8月に行う訓練については、「自分たちのまちは自分たちで守る」を主眼とした自助、共助を柱に、自主防災組織による消火、救出救護、誘導、炊き出し訓練を実施し、さらに市及び関係機関でも発生直後、訓練後の後発部隊としての訓練を実施するよう計画中でございます。

そして、2点目です。

自主防災会連合会と各種自主防災会の連携について、23年度の活動実績と今後の予定はということであります。

自主防災会連合会は、24年度に4年目に入ろうとしております。

その間、理事の任期は2年でございますので、ちょうど23年4月の改正依頼のときには、理事の改選が昨年4月に行われたわけであります。

この理事の任期は2年ございまして、理事が12名中10名の方が交代をしたという経緯があります。

連合会の役員についても改選が行われているということでございます。

主な活動実績としましては、昨年の6月には、地域の自主防災組織のリーダーを育成するため、防災リーダーの研修会を文化会館ギャラリーで実施。

その内容は、高齢者、障がい者などの避難支援についての講話であるとか、災害ボランティアネットワークの会員である藤田保大の羽田准教授による実技指導、自助、共助のための日用品活用術といった実技指導、それからとよあけ耐震補強推進協議会による耐震対策等々、また市の職員による豊明市の防災対策についての講話等々を行ってきております。

そして、昨年8月の21日には、市の防災・水防訓練への参加。

11月13日には、同じように市の防災訓練の際、それぞれ避難所運営訓練に参加し、地域の自主防災組織、住民が避難所運営を行えるようにコーディネートをしていただいたという活動でありました。

今年に入って1月には、同じく市の防災講演会では、連合会理事による活動報告の発表をいたしました。

その他、連合会としては、4回ほどの役員会、理事会を開催し、その運営方法等を協議をしてきたところでございます。

こういった連合会の事業といいますのは、地域の自主防災会の役員が毎年かわりますので、継続していくことが効果的であるという考えのもと、24年度も前年同様の事業を行う予定であります。

そして、最後になりますが、連合会の理事を、小中学校を避難所とする自主防災会からも選出することはできないかということでございます。

ダブリますけれども、連合会というのは、平成21年4月に発足して、2年任期で、避難所となる小中学校12校からそれぞれ連合会理事1名を選出いただき、会長、その他役員は

互選された12名で運営をしております。

確かに、このときの当初は、行政のほうが委員12名についてはお願いをしていた経緯はございます。

そして昨年4月、理事の改選。

理事の選任については、残任された方もみえますし、かわった方もみえます。

考え方としては、市は後方支援ということに徹しておりますけれども、徐々にではありませんが、連合会が主導に移行できるようになってきたのかなという感覚は持っております。

現在、理事の選出方法についてですが、今のところ、理事会内でもご質問のような、ご質問というのは、小中学校を避難所とする自主防災会からの委員の選出ということですが、この選出方法に変更すべきではないかという意見もあると聞いておりますので、来年の改選時までには、そこら辺の連合会の中で議論がされ、必要であれば規約の改正を含め、自主防災連合会の中で十分協議をしていただければと思います。

以上で答弁を終わります。

No.197 ○議長(平野敬祐議員)

加藤教育部長。

No.198 ○教育部長(加藤 誠君)

それでは、教育部より防災対策についての②でございます。

小中学校での防災教育について、今後の計画はと、こういったご質問にお答えをさせていただきます。

議員が壇上で申し述べられたとおり、県は、東日本大震災の発生を受けまして、昨年の11月に県教育委員会が、児童生徒が自他の生命を大切にするとともに、防災教育や避難訓練を充実させることをねらいといたしまして、指導者対象の研修会を開催いたしました。

豊明市も、各校から1名ずつ教員が参加をいたしました。

この研修会では、今回の津波から多くの小中学生の命を救った「釜石の奇跡」の立役者として知られる、群馬大学の大学院教授 片田先生から、「自らの命を守る防災教育のあり方」についての講演がございました。

この内容を、市といたしましては各学校に伝達をいたしまして、児童生徒に、主体的にみずからの命を守ることの大切さを伝えていきたいというふうに考えております。

現在、市内の小中学校では、豊明市小中学校防災安全対策を基本として、各学校でも非常時の指示・連絡体制や、みずから安全に行動できる能力、態度の育成について、現在、見直しを図っております。

各学校ごとに防災指導計画を立て、地震、火災、風水害などの災害から安全に避難す

ることのできる態度や実践力の育成を目標に、指導してまいっております。

具体的には、学級活動の時間に、「わたしたちの安全」という教材等を使いまして、火災発生時や地震発生時、風水害時の避難の仕方について理解をさせたり、地震や火災を想定した避難訓練を通しまして、落ち着いて状況に応じた避難行動がとれるように指導をしたりもしております。

また、地震、暴風・洪水警報等、災害、異常気象時を想定をいたした下校訓練では、交通の断絶等により保護者が児童を引き取れない場合を想定してのマニュアルの見直し等も行ってきております。

今後の計画といたしましては、より実践的な防災教育、それから防災管理の推進を図ることを目指して、昨年度愛知県から配布をされました「地震防災教育パンフレット」や、子ども向け防災啓発のアニメDVDでございますけれども、これが「防災ナマズンの地震はかならずやってくる」というDVDでございますけれども、こういったものを活用し、児童生徒一人ひとりが、自他の命を大切にす防災学習を進めてきております。

また、平成15年でございますけれども、三崎小学校が取り組みをいたしました親子で参加する防災教育の教育活動も参考にし、家庭、地域の防災意識の向上を目指した、学校における防災教育のより一層の充実を図っていきたくと考えております。

いずれにいたしましても、教員の防災意識は、対岸の火事ではなく、切実に変わってきております。

児童生徒に対する防災意識の教育に、緊張を持って、みずからの命はみずからが守るという、教えるべきことを確実に教え込まなければならないと考えております。

以上でございます。

No.199 ○議長(平野敬祐議員)

横山行政経営部長。

No.200 ○行政経営部長(横山孝三君)

行政経営部からは、職員定員管理についてご答弁申し上げます。

まず、①の今までの削減の実績に対して、事務事業の委託や指定管理者の活用はどのくらいあったのかということでございます。

事務事業の委託といたしましては、運転業務と保育園の調理業務の2件でございます。それで3名削減いたしました。

なお、指定管理者制度につきましては、現在のところ、まだ導入はしておりません。

続きまして、②の今後はどのように進めていくかということでございます。

これまでの機構改革や組織のフラット化といった手法の、さらなる活用も図ってまいりますが、それだけでは461人を達成することは困難であります。

そこで、採算の関係で見送りと判断しておりました指定管理者制度の再度の研究や、事務事業の委託拡大、さらには、そういった具体的な方策を織り込んだ計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

それから、3点目の職員数の削減と並行して、職員の意識を変えることも必要と思われるがということですが、権限委譲や新たな公共への取り組みなど、増大する行政需要の中、行政サービスを低下させることなく職員数を削減するには、議員のおっしゃるとおり、職員の意識に訴え、その能力を最大限に発揮してもらわなければなりません。

本市では、人材育成基本方針に基づき、目標による管理制度や評価結果の給与処遇反映を現実のものとする人事評価制度を他市に先駆けて導入、また自学を基本に据えた研修事業の運営など、すべての人事施策をPDCAに当てはめ、総合的に運用し、職員のやる気と能力アップを図っております。

今後も、より職員の意識向上を図っていく所存でございますが、新たな時代には、自立した職員が求められているところであります。

先般、実施いたしました公募任用の拡大もその1つであります。今後は、みずから考え、調査し、仕事をやりきることのできる「自立した職員」をキーワードに加え、さらなるレベルアップが果たせるように、各施策を改善してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

No.201 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.202 ○13番(近藤恵子議員)

それではまず、小学校や中学校での教育のほうから先に質問させていただきます。

11月に行われた県の指導者教育というもの、これは県が先駆けて行っているわけですが、これを受けてきた各先生方の感想とか、また、そういったものは何かまとめられてはいらっしゃるのでしょうか。

No.203 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.204 ○教育部長(加藤 誠君)

それぞれ受けてきた感想ということでございますけれども、市内のまだ先生方からのきち

んとした感想は受けておりませんが、全体参加者の感想といたしましては、1～2点ご紹介申し上げますけれども、「今回のこの研修を、自分の命を自分で守る教育の難しさ、重要性、また今まで自分たちが行ってきた防災教育に大きな落とし穴があったことに気づかされた」と、こういった趣旨の感想もございますし、「防災に対する意識が大きく変わりました」。

それから「自分の命を自分で守ろうとすることができる子どもたちの育成について考えさせられました」と、こういった内容、あるいは「命が守られる学校であるように今後も努力していきたいと思っております」と、こういったような感想が述べられております。

以上でございます。

No.205 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.206 ○13番(近藤恵子議員)

この小学校や中学校の危機管理については、もちろん今、群馬大学の先生の話も大変有名なんですけれども、国崎信江さんという方、危機管理教育研究所というところの代表なんです、この方の講演も、どちらかというとお母さんとか保護者対象に大変進んでいます。

この方の講演を聞くと、多分、同じなんですけれども、私たちが今まで単なる防災訓練で見落としてきた部分がかかり入っています。

先日、大府市であった講演を聞きに行きましたけれども、そのときは、大府の市の防災課の職員も聞きに来ていました。

その中の内容を見ていくと、やはり今言ったように命を守る大切さ、難しさなんですけれども、そのやり方というのが具体的に示されていて、参加されていた方は皆さん「ふんふん」と本当に納得する内容でした。

具体的な例を挙げて言うと、これは先生の話で、私はその後ちょっと一生懸命探したんですが、その事例がどこか見つからなかったんですけれども、東京のほうでは、例えば今、災害があったとき、学校で子どもは引き渡しを待ちますね。そうすると、もう一方では帰宅困難者の問題がある。実際、東京のほうでは、地震があったら迎えに来れない親がいる。

具体的なところは、本当に申しわけないんですけれども調べ切れなかったんですけれども、それを、この学校で何日までいる。2日たったら子どもはここにみんな移動する。例えば5日たって来なかったら、親に何かあったかということで、子どもをどうするということが、各親にも伝えられてあるんですよ。

そうすると、例えば名古屋で、名古屋駅で仕事をしていて、電車がとまって帰れないと、一晩かかるとか、そういうお母さんたちが、不安に思わずに、今、自分の子どもはここにいます。明日になればここにいますということが、事前にわかっているような施策を講じているようなところがあります。

それは、子どもに対する教育とか、そういうところではないと思うんですけれども、親の関係もありますけれども、そういった施策をどんどん進めていっているところがあるんですけれども、豊明市では、それは多分、県の教育委員会とかは関係なく、豊明独自でできることだと思うんですけれども、そういったところまで学校のほうとか、これは総務防災課の担当になるのか、ちょっとわからないですけれども、そういう緊急的な施策、何か具体的に考えているということはないですか。

No.207 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.208 ○教育部長(加藤 誠君)

各学校におきましても、先ほど申し上げましたとおり、この下校訓練等でマニュアルの見直しを今現在、進めております。

このマニュアルの見直しの中で、一番最初に先生が下校で親に引き渡すその内容を、渡せなければ、じゃ次にだれに、要するに2番手はだれなんだ、3番手はだれなんだ。渡せなかったときには、じゃ学校はどうするんだ。学校は何時まで預かる。そこから要するに、どういう連絡をとるのか。

こういったものをすべて総合いたしまして、マニュアル化にして見直しを今、図っておりますので、このマニュアルができました段階で、また各学校の意思統一をしていきたいと、このように思っております。

No.209 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.210 ○13番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

ぜひ進めていただきたいんですけれども、具体的にもう本当に来年度、これはそういった計画は進みますか。もっと先になってしまうとか、そういうことはないですかね。

No.211 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

加藤教育部長。

No.212 ○教育部長(加藤 誠君)

着実に24年度実施をしてきて、よりよいものがまたできれば、25年、26年と改革はしていきたいというふうには思っております。

以上です。

No.213 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.214 ○13番(近藤恵子議員)

今のその件に関連して、少しこれは情報としてということか、もし学校が親御さんに対する講演会ができるなら、ぜひ、こういった考え方もあるということでお話だけしておきたいと思うんですけども、この国崎先生の話のときにあった話としては、避難所で、親が会えなければ避難所で親と会う約束をしているということがあったりすると、「この避難所で待ってるよ」と言うと、子どもはずっといなきやいけない。

それがかなり逆にプレッシャーになるので、親と子どもの間では、「9時にはここ」、「必ず9時か3時にはここに集まろう」とか、そういうところまで今、東京のほうの学校では指導しているということを聞きましたので、もしどこか事例、私も探しますけれども、そういった先進的な事例があれば、それが豊明市内でちゃんとした一定のものがあれば、かなり市民の方が、親も子も安心していけるのではないかと思いますので、今言った、個々の命を守る施策を子どもに教え込むことと同時に、親子での連携のあり方とかを進めていっていただきたいと思います。

あと、それに関してもう一つ、今度は総務防災課のほうに聞きたいんですけども、23年度と24年度の取り組みを今、聞きましたけれども、どちらかというと、行政サイドと一般事業者との関係が多かったんですけども、市民の生活を守るとかという施策に関しては、ちょっと少なかったのかなというふうに思います。

例えば、私の思うところなんですけれども、総務防災課にちょっと情報が少ないのかなという感じがするんですよ。

例えば、この間の近藤善人議員の質問のときなんですけれども、近藤善人議員は、保育

園に非常食の配備が要るんじゃないかということがありました。

その辺、私はそれを聞いたときに、今言ったみたいに、親が迎えに来れない人、そうした子が、夜まで預かると晩御飯がなかった。一晚預かって毛布がなかった。そういう事例があったんですね。それは関東のほうであったんですよ。

その情報をもとに多分、質問されたと思うんですけども、答弁のほうは、そうではなくて、そこが福祉避難所となるときに食料を備蓄するかどうかという、ちょっと回答が私はずれていたと思うんですね。

実際、東京のほうでそういうことがあったということ、総務防災課のほうで情報を持っていなかった。

私は、そういうのがやっぱり少し遅れているんじゃないかと思うんです。今、いろんなところでいろんな情報を皆さん、テレビとか新聞とか何でも集めていって見えます。

そういう中で、市民のほうが心配して思っていること、それがうまく伝わっていないんじゃないかというふうな気がするんですよ。

例えば、私が聞いている心配なこと、市民が心配なことの1つは、社協、社会福祉協議会がありますよね。

地震とか災害があったときには、やっぱり社協というのは大変重要な役割をするんですけども、社協は今、豊明市は知多ブロックに入っています。だから、ふだんの活動は半田とか東海とか、そちらのほうと一緒にやっているんですね。

でも、消防とかの関係は尾張のほうのブロックに入る。

そういったときに、連携がうまくとれるんだろうかということを実際、心配している人もいます。

そういったことの情報が、私は総務防災課がやっぱり情報を集めて、皆さんの心配をなくするような施策を行っていかなきゃいけないような気がするんですけども、そういった情報を集めるような何かルートのようなものは今、ありますでしょうか。

No.215 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.216 ○副市長(平野 隆君)

確かに総務防災課は、市の防災計画の改定も踏まえながら、市の全体のことを想定した計画づくりを主眼としている課であります。

今、言われたような個々の、例えば社協、ボランティア等々、それから消防については、それぞれの部署部署で、例えばマニュアルをつくるであるとか、そういったことを進めています。

その中で総務防災課が関与していくということで、すべからく総務防災課でアンテナを張って情報を集めて対策を練るということは、今の体系ではなっておりません。それでいいのかなと、私も思っています。

終わります。

No.217 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.218 ○13番(近藤恵子議員)

そのとおりというか、今、副市長がおっしゃったとおりで、今、なっていないのは事実なんですけれども、そのとおりでいいかどうか思っていないということだったんですが、私はやっぱり、いざとなれば総務防災課が中心となって、地震があったときは対策本部をつくるわけですから、そのときに、個々がやっていることを情報が得てないということは、やっぱりよくないと思うんですよ。

もちろん大きな流れからある国から来たもの、今言ったみたいなこういう事業所との提携は、市民の目線のないところでもどんどん進めていっていただきたいんですけれども、本当に例えば今、事例で挙げた学校の避難所をどうするか。

例えば市のホームページひとつ見ても、防災の広場ってありますけれども、あそこに一時避難所と避難所と書いてあります。避難所には風水害の避難所が書いてあるので、保育園の名前がだーっと入っちゃってますよね。だけど地震のときは使えないじゃないですか、保育園は福祉避難所になるので。

そういったことが十分に伝わっていなかったりすると、市民の方が大分混乱されるということがあるんですよ。

私は、大きなのは、今言ったとおり国とか業者とかがやってもらえばいいんですけれども、市民の皆さんが今、いろんなこと、いろんな情報を、特に、この3月11日前後は、向こうの経験からいろんなことを心配されているので、そういった情報を何らかの形で集めるような機会をつくって、それをまとめて市民目線の防災計画のような、皆さんが例えば学校のほうに行って、今のこの状態において何か不安なことがあるか、学校に行って聞く。各自主防災会は今のルートで十分できるか、そういったのを集めて、やっぱり1つの体系的なものをつくってもらいたいと思うんです。

そういった施策を今後、取り組んでいくのが私はいいかと思うんですけれども、やっぱりどこかに情報を集約してやっていかなきゃいけないような気がするんですけれども、そういった施策を今後、とっていくことはできませんでしょうか。

No.219 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.220 ○副市長(平野 隆君)

市民目線での計画、あるいは市民の意見をよく聞いた計画、その対応というのは、言われるとおりにかと思えます。

したがって、総務防災課のほうで、今、言ったように個々の担当課に、防災計画上でも担当が割り振ってございます。

例えば、応急対策のときはこの課はどうするんだとかいう話があるので、それに即した情報を集めて、それをトータル的に総務防災課が計画に反映するとか、情報を聞きながらですね、そういった役割は総務防災課が、危機管理の主管課としてはやっていく必要はあるというふうには思っております。

終わります。

No.221 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.222 ○13(近藤恵子議員)

市民の皆さんがそれぞれ思っているような疑問に、やっぱり1つずつ聞いていくと、こういうふうに組み立てていけばいいなというのが必ずできると思います。

そのことを今、やろうとしているような市民の団体の方もみえますので、できたらそういった団体の方、そして自主防のほうに声をおかけすれば、そういったことを考えてくださる方がみえるので、一人ひとりの住民が心配しているようなこと、本当に細かいことかもしれないですけども、それがあつことをやれば結びついていく可能性は十分にあるので、そういった情報を集めるような努力を今後も続けていっていただいて、ほかのまちにはないような防災対策、このまち独自の防災対策をつくっていただきたいと思います。

それであつ、自主防災会連合会のことについてちょっと伺いたいんですけども、昨年4月に理事がかわりました。

その理事の方から聞いた話からちょっと質問なんですけども、その理事の方は、昨年4月の改正で理事をと言われて理事になったんですけども、自分が担当する避難所の中のたった1つのところの自主防災会しか知らなくて、突然、理事をと言われて、その小学校を担当すると言われても、ほかの防災会のことを何も知らないんだと。そこで担当だと言わ

れてやっても、やっぱりうまくいかないような気がする。

で、市から言われた、例えば市のイベントに当たりますよね。今言った6月にあった講演会も、それもメインはどっちかという要援護者のマニュアルの説明だったと思いますけれども、そういったものとか、実際、出ているんですけども、自分たちがみずからやろうとしたとか、地元の防災会と何かやろうとしたのではなく、市から言われたことをやっているに過ぎなくて、この連合会が一体何のためにあるのか、連合会という名前を一体どうしてつけたのかというのに疑問があるという、それはお二人の方から聞きました。

で、今後、そういったことをどうしていったらいいかということも一緒に話していたときに、やっぱり下のほう、例えば私の近くでいうなら、私は西川に住んでいて、豊明中学校が避難所になっています。

豊明中学校というのは、西川区と二村台2丁目の一部の方、あそこは唐竹と分かれるのでね、その一部の方の避難所になる。その中の長になるのに、その2区の一部の方を知らないとか、それから三崎小学校の方、ゆたか台の方が今、なってみえますけれども、その方も言ってみえました。

自分はなっているが、三崎の方を全然知らない。こんなところで理事だと言われて何か役をもらったとしても、自分はじゃ実際、災害のときにどんな役に立てるのか。こういった組織をどうして市はつくって、何のためにつくったのかも、逆に疑問に思えてくると。

もともとこの組織は、最初、市が主導でつくられたと思います。今、副市長が部長のときにつくられた組織なので、下からわき上がってきた組織じゃないんですね。

あるとき、突然各自主防災会長に、「こういった組織をつくることをどう思いますか」という案内が届いて、それに案内に返事を書いて、そしたら、「つくりました。理事はこの人です」という、簡単なそんなやりとりで決まってしまった組織で、それがみんなに伝わっていないんですよ。

なので、私が思うのは、この自主防災会の連合会がせつかく各避難所ごとにあるので、そこで避難所ごとの対象のところで訓練をして、そこから理事を選ぶようにする。

最初のそのやり方はやっぱり、行政が主導していただかないと難しいと思うので、そこを指導していただいて、もっと下に浸透するような組織にしていっていただきたいと思うんです。

そういったことを今、多分、私が聞いた理事の方が、その理事会の中でもおっしゃったと思うんですけども、それはただ自主防災会連合会にやるのでは、実際、そうやって動かされた方が頓挫しちゃったというのもあるんですよ。やっぱりある程度最初につくったとおり行政主導できているので。

その辺のところ今後、そういったところを応援しながら、各避難所ごとの防災訓練をやっているうちに、理事をその中から代表として選んでいくようなやり方にもっていきたくて、そういったことの指導的な役割を行政にぜひ担っていただき、今回、最初だけね、選ばれるようになるまでは担っていただきたいと思うんですけど

も、そういったお考えはありませんか。

No.223 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.224 ○副市長(平野 隆君)

当初は、連合会というのは、121 町内を何がなんでもつくろうと、自主防災会を。ということで、3年～4年かけて職員は一生懸命説明に、地区説明に入っていました。

できたんだけど、じゃ一体何をやるんだということを、行政は 121 の町内会に説明ということもできませんので、一度そういった連合会というものをつくって、ただ、そこはあくまで指導するとかいうことにとどめようと、連合会の内容ですね、職務内容、役割を。

そこで、たまたま今言われるように、確かに、行政主導で連合会というものを発足させるために奔走しました。

で、今言われるような、その新しい理事さんが、「私は何をやっていいかわからないよ」ということがあるのであれば、連合会のほうも十分、あるいは市のほうも十分説明をして、多分、お引き受けになるときは、前任者からそういった役割を聞いてお受けになったという理解を私はしたいんですけど、そうでないというのであれば、そういったお考え、「私は連合会の理事になったんだけど、何をやっていいかわからない」ということであるなら、そういう方には連合会で再度説明することは十分させていただきます。

そしてなおかつ、連合会を主催とした行事、例えば地区の避難訓練を、各地区から出した担当理事さん、連合会の理事さんに選出させて、そこを、各地区である避難所運営をするようにするというのは、それはやぶさかじゃありませんので、そういった組織にもっていかうということは、今、動きがあるようですので、先ほども答弁で言いましたように、そこら辺は、連合会の理事さんの中に自分の意識、立ち位置をしっかりと理解していただいて、なおかつ、じゃ今年度はこういったことじゃなくて、違う方向でいこうとかいう、そういった事業計画にも反映させていただきたいと思います。

そういった考えでいることは、議員の考え方とそう狂っているとは私は思いませんが、

以上であります。

No.225 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.226 ○13番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

先ほど 23 年度と 24 年度の活動が同じであるという話だったので、24 年度にそういう方向性を持っていてもらいたいと思って質問いたしました。

今、副市長のほうからも返事がありましたし、多分、理事会のほうでも話題になっているとは聞いていたのですが、それが具体的な形に今年度なればありがたいと思います。

ぜひ避難所ごとの防災訓練、新しいタイプだと思いますけれども、その連絡役を1回か2回は、やはり総務防災課が中心となっていて、それぞれがやっていただくようになっていただけたらいいなと思っています。

すみません。次は、ちょっと定員管理のほうについて質問いたします。

市長のマニフェストに、定員管理と給料のということがありました。

給料のほうに関してちょっと調べましたけれども、愛知県内において確かに金額は高いんですけれども、ラスパイレス指数というのでいけば、そんなにも高くはないですね。36 市のうち 22 番目でした。平均年齢は愛知県内で5位、そしてお給料は愛知県内で8位ということであるので、私はあの中で書いてあったことに関しては、余りお給料に関しては、物すごく高いというわけではないなというふうに思っています。

で、あと問題になっているのは、よく定員の管理、豊明市の職員が多いんじゃないかというのは、去年の 12 月の新聞にもありました。

それで、それももう一つちょっと調べて、その数字を根拠に聞きたいんですけれども、愛知県内の人口5万人から 10 万人の都市があります。その中で合併をしていないまちがあります。

その 13 市の中で、豊明市の職員の数がどの程度の位置にあるかについてちょっと調べてみました。

各市町村、例えば消防を持っているとか、一部事務組合に行っているとかという違いがあるので、あと病院を持っているとか違いがあるので、その辺一応差し引きしました。

引いたものは何かというと、看護学校を持っているまちが津島とか、病院のあるまちが3つぐらいありました。

それから、蒲郡市と常滑市が、競艇場を持っているので、かなり職員数がありました。

消防署を持っているところは、あるところとないところとあるので、それも引きました。

あと水道は、日進とかが一部事務組合をやっているなので、それも引きました。

大府が、介護保険を広域でやっているんですけれども、1市だけだったので、同じぐらいの人口がある日進市と一緒にということで、そこは加算しました。

そういった、なるべく平等な、むらのないような計算をして、私なりに計算した結果なんですけれども、まず対象となるのが、人口の多い順からいくと、江南市、日進市、大府市、知多市、蒲郡市、尾張旭市、犬山市、碧南市、次に豊明市、そして知立市、津島市、みよし

市、常滑市。この13市なんですけれども、これを、今言った差し引きをした数字を人口で割ると、豊明は6.4人、その中で10番目でした。

これが今、市長の求める指数までいくと、人口1,000人当たりの職員数が5.7人になります。

先に言ったこのデータは、平成22年4月のものなんですけれども、実はこれを見ていると、その時点でもう5.7人をクリアしているまちがあるんですね。例えば、豊明が6.4人に対して、津島市も5.7人、尾張旭市も5.7人、日進市も5.7人、江南市に関しては5.3人。

これを見たときに、あと30人減というのは、ほかの市町に比べてそんな無理な数字ではないなということ、ここを見て思ったわけです。

ただ、中をよく1つずつ見ていくと、これは総務省が出しているデータで、例えば議会事務局に何人いるとか、そういった一覧表があって、その中を一つひとつ見ていくと、確かに数を少なくしているまちには、今言ったみたいにそれなりの特色があります。

保育士がかなり少ない。それは保育園を民営化というか、建物だけは市がつくって、運営を民営に任せているとか、そういった事例がかなりあって、その差が出てきていると思うんですけれども、こういったほかの市町の調査とかそういうのは今、行政経営部は今回、定員削減に関して調査しているんでしょうか。

No.227 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.228 ○行政経営部長(横山孝三君)

今、議員が申されましたようなことについて、私どもも比較分析をしております。

先ほど議員は、県内10万人から5万人というふうにおっしゃいましたが、私どもはその資料を使いまして5万人台から8万人台でやってみました。これは18市について比較しております。

また、先ほどもありましたけれども、病院事業がある市とない市がありますので、公営企業会計を除いた普通会計で比較した。また、その普通会計のうちでも、消防を除く普通会計で比較したところです。

人口では、18市中10位でございます。それを基準に置いたということでございますが、結果、人口1,000人あたりでは18市中8位でございます。

それから、職員数、実数ですけれども、消防を除く普通会計では、実数は12位ございました。

先ほど議員が申されました各部門ですね、議会とか総務、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木、それから教育、消防、こういった部門別のところを見てみますと、どうも豊明市の立ち位置がどら辺にあるかということですが、概して言いますと、総務、衛

生、商工部門、それから土木部門が少ないです。それが14位とか15位でございました。

それから、逆に7位が議会、議会としては6人しかおりませんのであれですけども、また農林水産部門、それから一番目につきましたのが教育部門でありまして、給食センターですね。

豊明市では今、給食センターを正職員で抱えてやっております。ここのところが一番他市と違うところがございます、そこが市の現在の職員数を持ち上げているというふうに一応分析はしております。

ただ、この給食センターの正職員をすぐどうのこうのということではできませんので、現在のところは、それ以外の方策で考えていかなければならないと考えております。

以上です。

No.229 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.230 ○13番(近藤恵子議員)

ありがとうございました。

私は、その中から合併しているまちも、ちょっと例外かなと思って抜いて計算して、多分、同じ資料から数字を別々に出しているんだと思うんですけども。

確かに特色があって、尾張旭は保育士が少ないとか、そういうこともあります。

ただ、やっぱりあと30人減という目標をもしやっていって、適正化を求めていくなら、そういう施策はどこかでとらなきゃいけないものだと思いますので、まずどこを減らすか、どこを定員の適正化にもっていくのかという方針をなるべく早く出していただいて、それを職員にも市民にもわかるような形にさせていただいて、進めていっていただきたいと。

もう一つ、すみません、日進は少ないのは、ご承知かもしれませんが、指定管理とかの問題をかなり進めているという、そういった違いがありますので、ぜひ、その違いを分析して、適正化計画を立てていただきたいと思うんです。

この適正化計画は、さっきも聞いたかもしれませんが、つくるんですよ。

No.231 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.232 ○行政経営部長(横山孝三君)

定員適正化計画そのものは、現在もありますので、それを改定していくという作業になるかと思います。

以上でございます。

No.233 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.234 ○13番(近藤恵子議員)

では、その中には、どこの部分のこういった、方策、施策の方向性も加えていただけるものと思いますけれども、そういったものにも取り組んでいただけますでしょうか。

No.235 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.236 ○行政経営部長(横山孝三君)

先ほど申し上げましたけれども、特に指定管理について、この制度については現在、導入しておりません。

そのことは、平成18年度において、指定管理者制度研究会というものを職員で組織して研究いたしました。

そのときには、図書館とか体育館とか、老人福祉センター、文化会館、保育園など、いろいろ検討いたしましたが、その当時、現時点では導入を見合わせるということといたしました。

その理由は、経済的な効果が余りないのではないかというふうな結論。それから人員についても余り削減が見込めないということ。

それからその後にもまた、蒲郡市において、指定管理者の管理運営していた業者が倒産いたしまして、資金繰りの関係から破綻いたしまして、市がその指定を取り消したというような、まずいようなケースも報じられましたので、そのときには消極的になったということですが、またそれを再度立ち上げて、職員を削減する方法ですね、市民へのサービスのレベルを下げないような形で削減できればなということ、今度の計画に盛り込みたいと思っております。

以上です。

No.237 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。
残り時間が約3分であります。
発言時間にご注意願います。
再質問がありましたら、挙手を願います。
近藤恵子議員。

No.238 ○13番(近藤恵子議員)

職員の意識ということで、ちょっとそこまでいかなかったんですけども、伝えておきたいことだけお話しするという形になるかもしれませんが、

職員数が減るということは、多分、ここにいらっしゃる方も、もっと後ろで聞いていらっしゃる方も、下で働いている方にも多分、大変な負担になるというのはわかるんですよ。でも、今、どこのまちも、まず大変財政が厳しい。

例えば、私が1つだけ提案したいのは、教育する中で、これはこの間、北本市に行ったときも、そのまちも定員削減をやっている。条件でいうと大体豊明市と同じぐらい、市よりもちょっと5人ぐらい多いようなところで今、目標でやっているときに、お話しして言ったことなんですけれども、職員も、ここを会社と考えれば社員なので、やっぱり自分のところの経営状態とかは、みんなにも知っててもらいたい。

教育というと、研修というと、やっぱりどこかから呼んできて、公務員は何であるとか、そんな研修があるかもしれないんですけども、そのうちの30分でも40分でもいいので、市の状況が今、どういう状況にあるのか、豊明市が他市町と比べてどんな状況にあるのかというような研修をしてもらいたいんです。

例えば、収入のうちの借金が何パーセントあるか。例えばあなたのお給料が30万円なら、そのうちの幾らは借金なの。それが毎年積み重なっている借金で今、こうなっているんだ。

そこを何とかするためには、いろんな施策があって、人員を減らすことも、そのうちの1つなんだというような、その根本的なところから説明をしていけば、職員数が減ることに対して、じゃ自分はもっと頑張らなきゃいけないんだというようなことに対して、そして公務員は、今後恐らくコーディネーターの役割をしていくことになると思うんですけども、そういったものに対する意識の改革になると思うんです。

今までどおりのやり方ではなくて、ちゃんとあるがままを、もちろん市民に公開すること、情報公開もあれなんですけれども、市の職員が今、このまちがあるべき方向がどうか、その現状をしっかりと知ること。

そして、市長がいろんなところで言われる、今後、職員がマニフェストをつくって目標としていくと思うんですけども、まずその根本のところ、多分、入った新人の職員のときには、そういった研修があると思うんですけども、ぜひ、そういったことを進めていって、そ

ういった時間を少しでも持っていたきたいと思う。

毎年毎年、今年はこうなった、あんなったというような、そういったものを今後、取り入れていただくような考えはありませんか。

No.239 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

横山行政経営部長。

No.240 ○行政経営部長(横山孝三君)

そういったことも大切だと思いますし、またベンチマークをつくって、我々の立ち位置がどこだということについても勉強してまいりたいと思います。

以上です。

No.241 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

残り時間はほとんどありません。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤恵子議員。

No.242 ○13番(近藤恵子議員)

ありがとうございます。

ぜひ、本当にそういった基本的なところ、比較だけが正しいとは言いませんけれども、やはり1つずつの仕事を積み重ねて定員数をやることも、それは1つのミクロの方法であるかもしれないんですけども、やっぱり公務員はよその市町と似ているので、マクロの方式で比較で言うのが手っ取り早いので、今、そんな主張になりましたけれども、同時に、今ある立ち位置を市の職員にも理解していただいて、みんなでまちを変えていくというようなまちにしたいと思っています。

ありがとうございました。

No.243 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、13番 近藤恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時59分休憩

午後3時9分再開

No.244 ○議長(平野敬祐議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

19番 月岡修一議員、登壇にてお願いいたします。

No.245 ○19番(月岡修一議員)

それでは、議長の許可を受けましたので、一般質問をさせていただきます

2点にわたり質問させていただきますが、今回の質問は、単純な質問内容ながらも、事業的にはそれぞれ重みのある質問にしていきたいと思っておりますので、当局の皆さんには、しっかりと答弁をしていただきますようお願いを申し上げます。

最初に、市保有地の休眠地の現状と今後の活用についてと題して質問させていただきますが、少し訂正をさせていただきます。

「休眠地」、それから「塩漬け土地」と書きましたが、行政用語では未利用地と言うそうです。2カ所の文字を「未利用地」と訂正をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

質問に入る前に、3月2日の山盛議員に対する代表質問の答弁の中で、横山行政経営部長は、総括的な答弁として、「未利用地の売却も進めてまいります」と発言されました。そのときに私は、かなりの違和感を感じました。

私が質問として取り上げている事項にもかかわらず、山盛議員の答弁の中でのサービシ的な発言は、山盛議員に対する特別な思い入れがあるのか、それとも私に対する個人的な嫌みで発言をしたのか、定かではありませんが、横山部長の日ごろの笑顔からは想像もできない、もう一面の顔をかいま見たような気がいたしております。

それでは、質問に入ります。現状における市保有地の未利用地の場所、面積等、詳しく報告を求めたいと思っております。

さらには、行財政改革の一端として、その活用方法や処分方法について答弁を求めたいと思っております。

続きまして、勅使池の工事完成後の活用についてお伺いをいたします。

勅使池は、今から約484年前の大永8年、1528年に築堤された人造の貯水池であると記録に残されております。

その後、幾多の年数をかけて、大勢の人々が心血を注いで、現在の勅使池の全貌ができ上がったようです。

当時は、恐らく豊かな森に囲まれ、池の水は清流で満たされ、その清流は田畑を潤し、当時の人々の命の水であるとともに、484年の歴史をつないだ現在においても、勅使池の水は貴重な役割を果たしてくれております。

1528年に築堤された当時の勅使池周辺一帯は、野鳥を始めたくさんの野生動物が生息する貴重な自然環境であったであろうと想像するときに、私たち豊明市民は、これ以上の

勅使池周辺の自然の荒廃を許してはならないと強い決意を持つとともに、環境保全へ向けての行動へ移行しなくてはならないと痛感をいたしております。

勅使池及び周辺の自然環境は、豊明市はもとより、名古屋市側から俯瞰しても、有数の貴重な自然環境だと思っております。

大切に守っていかなければならないと思う気持ちは、当然ながら、市職員の皆さんも同じ気持ちではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

庁舎内では、勅使池の活用について、現在までにどのような議論が交わされてきましたか。詳しくお聞かせをください。

ここで、少し時間をいただいて、勅使池の築造年月日の歴史的な背景に触れさせていたきたいと思いますが、実は、記録に残されている大永8年という年号は、歴史の上では記録にはない年号なんです。

つまり、歴史年表では、大永という年号は1521年から1527年までの7年間でありますので、大永7年というのが歴史上は正しい年表であるわけです。

しかし、実際に大永8年と記録されているというこの事例は、恐らく大永8年の8月に時の天皇が崩御されましたので、8月の20日に元号が改名されております。享禄元年というふうに改名をされておりますので、恐らくこの間、8カ月の期間の間に、この築堤が完成した、そういったことで大永8年という記録が残されているのかなと、そんな気がしております。

続けて、余談ですが、1543年というのは、この築造から15年後ですけれども、ポルトガルの船が種子島に漂着して、日本に鉄砲が伝わったという、そういう背景から考えますと、本当に大変な歴史の重みを感じるとともに、感慨深いものがございます。

続きまして、勅使池の工事内容に少し触れてみますが、勅使池整備事業計画概要によりますと、農村自然環境整備事業として、平成14年から19年にかけて周辺環境整備、交流施設整備、遊歩道を整備しております。

これは、農村振興総合整備事業ということで行われております。

さらに、水環境整備事業として、平成19年から24年にかけて親水施設や利水保全施設が行われています。これは、地域用水環境整備事業であります。

既に着工以来、10年近くになりまして、全体的な景観も理解できるようになってきました。

この間、市民が期待を寄せる勅使池の環境保全や、豊明市としての将来の有効活用等についての意見や、地元の区長さんや利権者の方々の要望、さらには、勅使池の環境に特に造詣が深い団体の方々との意見交換等、当然ながら活発な議論が交わされてきたものと考えております。

その内容はどのようなものであったのか、判明している議論の内容をすべてご披露いただきたいと思っております。

多分、夢のある有意義な意見がたくさん出ているのではないかと期待をしております。

以上で壇上での質問は終わらせていただきます。

No.246 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.247 ○副市長(平野 隆君)

では、市民生活部のほうからは、市保有の未利用地の現状と今後の活用についてのご答弁をさせていただきます。

一般的には、土地を取得する場合は、その利用目的があって買い入れるものでありまして、利用目的のない土地は所有していませんということになります。

がしかし、一部は事業を円滑に遂行するため、代替地目的で先行的に買収した土地もあります。

当初の目的が達成された、あるいは目的が変更され、必要でなくなった土地については、未利用地として所有しているという状況にあります。

それらの土地のうち、その所在地や地形、地積、その他の状況から勘案して、公共用として利用する見込みのなくなったものは、売り払いができるように、平成19年4月1日施行の普通財産土地売払要綱を制定し、それに従いまして平成22年、23年度に、特別会計取得地の一部を一般競争により売却をいたしたという経緯がございます。

そして現在では、一般会計の取得地、13筆、1万2,488.76平米、また土地取得特別会計にあっては11筆、1,731.68平米が未利用地として所有しているという状況でございます。

今後も、所有地の周辺土地利用を見ながら、適時に売却等できるように進めてまいりたいと考えております。

終わります。

No.248 ○議長(平野敬祐議員)

鈴木経済建設部長。

No.249 ○経済建設部長(鈴木重利君)

経済建設部より、勅使池の工事完成後の活用についてお答えをさせていただきます。

初めに、勅使池整備事業についてご説明しようと思っておりましたが、議員が壇上で詳しくお話をされましたので、ちょっと割愛をさせていただいて、現在の第2期事業なんですけど、地域用水環境整備事業という、先ほど壇上で言われたとおりの事業で実施をしております。

こちらの事業は、池の西側部分、その護岸整備、橋梁などの整備となり、平成24年度の

完成を目標に整備を進めているところでございます。

平成23年度は、池の北部管理用道路及び橋梁の橋台を整備しております。

平成24年度は、管理用道路の舗装、保安設備及び名古屋市みどりが丘公園との取りつけ工事を予定しています。

平成24年度に完了できるよう、県に対し、国への予算調整をお願いしているところであります。

なお、県営事業であります。建設工事に当たりましては、市も意見調整を図っているところであり、勅使池水利組合や「勅使池の自然保護と施設整備を考える会」のご意見をお聞きしながら進めております。

また、過去には、一般からのご提案等もお受けして、設計に反映した経緯もございます。

そのほか、隣接する名古屋市みどりが丘公園とも意見交換等しながら進めているところでございます。

完成後の活用につきましては、壇上で申されたとおり、ため池としての機能、役割を尊重しなければならないと思っております。このことを踏まえて、かかわりのある方々とコンセンサスを得る必要があると考えているところであります。

終わります。

No.250 ○議長(平野敬祐議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.251 ○19番(月岡修一議員)

それでは、再質問に入らせていただきます。

未利用地の質問としましては、詳しく報告をしてくださいとお願いしたんですが、一般会計、特別会計の13筆、11筆、総合面積だけしか報告がないという、かなり冷たい答弁といえますか、私の意向とは全然違う。やっぱり一人会派になるとこのような扱いになるんでしょうかね。

じゃ、ちょっと細かくお尋ねしていきますが、まず、二村台7丁目に1筆ありますが、この住宅地に残された未利用地の残った経緯をちょっと説明していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

No.252 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.253 ○副市長(平野 隆君)

今、言われる二村台7丁目の土地、恐らくここは7丁目 14-9、14-10、14-19 の3筆かと思えます。二村台皿池公園の前の土地かと思えます。

これにつきましては、二村山緑地の代替として取得しております。

それぞれ 14-9が雑種地、それから 14-10と 14-19 が宅地。14-9にあつては面積が 70 平米、14-10 は宅地で 251.36 平米、14-19 が宅地で 209.63 平米、合わせますと 530 平米強になるかと思えますが、これについては、市街化区域でございます。

この土地については、先ほど言いましたように二村山緑地の代替地として取得しましたけれども、一応、現在は土地取得特別会計の中の管理地であります、処分可能地という判断をしております。

ただ、今言った取得の経緯は、二村山緑地の代替地ということで答弁になればと思いません。

終わります。

No.254 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.255 ○19番(月岡修一議員)

それでは、続けてお尋ね申し上げますが、名古屋市内に保有する未利用地が、かなりの面積を持っている状況であります。

事前説明によりますと、名古屋市の民有地と勅使墓園との遮へいの要因として保有していると、そのような考えだそうですが、それにしましても、そういう環境維持のために、墓園と将来の民地の環境保全のためにあるとしても、かなり広大な面積であるような気がしております。

地形的にも、今、緑地帯として残されている未利用地から見て、墓地はかなり下がっておりますので、このままでただ資産価値もなく置いておくよりは、名古屋市側も将来的には、やはりこれは住宅地として発展してくる可能性がありますので、そういった時期を見て、必要な面積を残して、残りは財産として活用するような考えはお持ちかどうか、ご答弁を求めたいと思えます。

No.256 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

平野副市長。

No.257 ○副市長(平野 隆君)

ご指摘の土地は、番地でいいますと、名古屋市緑区鳴海町大清水 69-355 から 356、357、それから 364、5筆あろうかと思えます。総面積が約1万 1,000 平米ほどございます。

これについては、取得の経緯はちょっとはかり知れませんが、勅使墓園の隣地として1万 1,238 平米ございます。

これは今、一般会計で所有しております、これも処分可能地という判断をしております。

今、議員が言われましたように、これは名古屋市に属しては、名古屋市の中ではありますが、調整区域であります。なおかつ、第一種の風致地区という用途規制がかかっております。

一般的に言えば、例えば売買は自由ですのでできたにしても、買われた方が非常に難儀をするといえますか、利用できないということだろうというような認識をしておりますが、こういった形で保有をしているのは事実でございます。

終わります。

No.258 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.259 ○19番(月岡修一議員)

ほかにも有効な土地が、幹部交番の隣とか、残っているわけですがけれども、私が思いますのは、今すぐどうでもこうでも、この不景気の土地の単価の安いときに売ってしまえというのではなくて、財産価値として保有しながら、一番いい値で売れるような時期を見計らって売りさばくということをご提言申し上げたい。

それから、今、答弁されました大清水の地域も、名古屋市の都合次第では、どのような用途変更になるかもわかりません。

環境的にも、ひょっとすると今の勅使池周辺の一帯として新たな環境保全に名古屋市がそういった策定をするかもしれませんし、宅地になるかもしれません。

そういった時期を失うことなく、やはり税金で買われた土地ですので、有効に、最大に活かせるような活用方法を検討していただきたいと、お願いを申し上げます。

それから、続きまして勅使池関係ですがけれども、10年近くなりまして景観も大分でき上がって、多くの市民の皆さんが期待をされているようであります。

問題は、これからあの池を、また、あの池周辺をどのような活用をして活かすのか。

先ほど申し上げましたように、500年近い歴史があって、本当に辛酸をなめるような苦勞をしながら築堤をされて、恐らくあの地形を利用して水をためられて、広大なため池をつくられたのかなと思うんですね。

当時から見れば当然、環境は荒廃しておりますが、これ以上荒廃しないような、豊明市はもとより、愛知県内でも有数なすばらしい環境として残していくためには、どうすればいいのかということ、私は庁舎内でどのような議論があったのかということをお尋ねしているんですが、まずその点でお答えください。

No.260 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.261 ○経済建設部長(鈴木重利君)

庁内の議論といいますと、なかなか取りまとめるのは難しくなります。

長期化した事業でありますし、今の所管は、現在は産業振興課ですが、これが以前は土木課に属していたり、引き継ぎをされてきた中で、1つお話がよく出たのは、この勅使池地区に生息する稀少生物、1つはヒメタイコウチ、これは愛知県の準絶滅危惧種に指定されている、国内でいいますと濃尾平野と兵庫県などで生息が確認されておりますが、この水際で生息するタイコウチの仲間であります。

成虫は体長18～22ミリほどの大きさのものなんですが、こういった準絶滅危惧種が存在するということは、非常に貴重なものと考えております。

それからもう一つ、ウキシバ、これも愛知県の準絶滅危惧種に指定をされております。尾張地域近隣の平野部に接した丘陵地のため池の岸などに見られるものであります。

これにつきましても、非常に貴重なものでして、先ほど申しました勅使池の自然保護と施設整備を考える会の方たちのご提言をいただきながら、保全の重要性を感じているところであります。

あと、私の所管として、環境審議会も所管しているわけですが、そういった方々の意見の中には、池にコンクリートブロックで護岸をつくるのはいかがなものかと、自然保護にそぐわないのではないかと、そんなご意見もちょうだいしたことはあります。

しかし、護岸が侵食されている状況も事実であります。そういったものを保護する必要は当然あるかということです。

過去には、名古屋市との行政界で、境界でもめたとか、そんな経緯もあるようでございます。

所有者である勅使池水利組合の方々には、道なき護岸で境界杭の確認を毎年苦勞してされているというお話もお聞きしております。

今回、この整備がかなって、一般市民の方にはご利用いただける散策路でございますが、水利組合としては、管理用道路としての機能をあわせ持つわけで、非常に有効な整備とも思います。

あと、冒頭でご回答した中で、一般のご意見もちょうだいしたという部分、これは当初、案として、水流機をコンサルタントが考えた経緯もございます。

その中でご提案いただいたのは、愛知用水を補給する池ですから、それをもって十分水の還流はできるのではないかと、そういう貴重なご意見をいただき、水流機は実際、設置することなく整備は進んでおります。

これは、水流機をつけなかったというだけでなく、このトータルコストを考えると、ランニングコストを含めまして非常に有意義なご意見であったと、そんなことも感じております。

終わります。

No.262 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.263 ○19番(月岡修一議員)

今、部長の答弁の中で、全国的にも有数の生物が生息しているということですが、もっとさまざまな情報を、我々も含めて、地元の方も含めて、公開をしていく必要があるのかなと。

今の答弁のままですと、せっかくのこの市内、豊明市有数、県内有数の貴重な環境を、全く何か夢がないですね。

これから子どもたちを含めてこういう施設にしたいんだとか、こういう活用をしたいんだとか、何かそういった方向の激論がたくさんあって、いろんな意見があって、その意見の集約に困るくらい意見があるのかなという期待をしていたんですが、ちょっと私が求めたい内容とはほど遠いのかなという気がします。

今、勅使池には、愛知用水の水が入るからということですがけれども、ひとつそういう答弁がありましたので、せっかくですから申し上げますけれども、当然ながら過去の経緯からいきますと、相当ヘドロが堆積しているのかなということは想像できますね。

将来的に、大勢の人たちがあそこを散策路として利用したり、そういう利用している過程の中で、水質の問題はどうなのかということも当然、浮上してくると思うんですね。

そういったことは事前に検討されているのかどうか。

水利権者がいるからさわれないとか、そういうことではなくて、本当にあの水辺環境をだれが見てもすばらしいというふうな思いでいてもらうためには、水質の保全とか、水質環境を維持することも大事だと思います。

そういった上で、ヘドロがどのぐらい堆積していて、どういう状況にあるのか、そういった調査をされているのか、今後の問題としてどういうことを考えてみえるのか。ちょっと答弁を求めたいと思います。

No.264 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.265 ○経済建設部長(鈴木重利君)

ヘドロに関しましては、先の農村自然環境整備事業の中で、かなりの部分除去したというのは伝え聞いております。

それから、ため池として過去に私も携わった中で、ひとつ県内外へ大きく発信をというイメージを持ちまして思っていたところ、当時、平成21年になりますが、4月の20日から7月の10日にかけて、農林水産省が「ため池百選」という一般投票をした経緯がございます。ため池といいますと、全国に一口で21万もあると言われております。その中で、自薦・他薦を問わず応募した。

この応募は、私が当時、勅使池水利組合長さんに「こういったため池百選一般投票があるよ」ということでお伝えして、組合長さんが役員さんにご相談され、組合長さんが応募をされたものでございます。

これが当時、全国で600カ所を上回る応募が寄せられたと記述されております。一般投票の対象となるために、ため池百選の選定委員会において、600以上を287に一次選定がされた。そんな中で、勅使池も287の中に残ったいきさつがございます。

その後、残念ながら百選には入りませんでしたけれど、ひょっとしたら101番目かな、最悪でも287番目かなという思いを当時した覚えがあります。

百選に入った池を、一部この場をかりて紹介させていただきますと、愛知県は意外に多く選ばれまして、入鹿池、三好池、それから田原市の芦ヶ池、初立池という、このいずれの4池も、勅使池としては受益面積が114.6ヘクタールなんですけど、入鹿池においては1,300ヘクタール、それから三好池においても211ヘクタールの農地を潤している。それから芦ヶ池においては272ヘクタール、初立池におきましては1,200ヘクタールに及ぶ広大な畑作地帯を直接潤していると、そういう紹介がされております。

この4池と勅使池を比べますと、規模では確かに負けておりますが、さらに劣ったなというところが、百選に選ばれた池は、もう整備がすべて終了していて、その地域とのかかわりが非常に深いと、そんな違いを記憶しております。

じゃ今後、今、議員がご質問されたように、いかにこの価値を高めていくか。こういうことは当然、考えなければなりませんし、私どもも課題としてとらえております。

明らかにため池、この農業の礎となる池ですから、やはり自然の保全は最重要課題とい

うとらえ方をしております。ただ桜を植えればいいのか、もみじを植えればいいのかだけでなく、この辺は考える会の方のご意見でもありますし、そういった保全を主に考えなきゃなぬのかなと。

さらに、もっと別の見方をしますと、先ほどあった初立池などは、農業公園が併設されているような、人を呼び込むような施設でもあり、これは規模も違うわけなんですけど、あと質問の中で、周辺整備ということになりますと、まだ今の段階では、名古屋岡崎線のときの回答にも添えましたとおり、ゼロベースでございますので、まずは池の保全にどう取り組むか、ここがまず最初の一步かなと、そのように思っております。

終わります。

No.266 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.267 ○19番(月岡修一議員)

私の最終的な当然の目標は、まさしく池の保全なんですね。これから末永く、いかに環境を維持していくのか、そこに焦点が注がれるわけですけども、具体策がとおりかどうか分かりませんが。

ご存じのように椎池という小さな公園は、おかげさまで当局の努力をいただいてきれいに整備していただきました。

坂部区はその感謝をもって、花ボランティアとか、椎池周辺整備委員の方々の絶え間ない草取りやごみ集め、ご存じのように毎週土曜日に大勢の人が集まって環境保全に努力しております。

つまり、大勢の人を巻き込まないと、これだけの面積の環境を維持することは不可能なわけです。

環境保全に対して造詣の深い方もたくさんみえるし、専門知識をお持ちの方もたくさんみえる。

そういった人たちを一堂に集めて1つの組織をつくることは難しいかもしれませんが、それぞれの得意分野で、例えば花を植えたいとか、ごみを拾いたいとか、水環境に意識を持ちたいとか、または樹木に関心を持つとか、いろんな方々のご意見を集約しながら、それぞれの立場で、この広大な面積、周りの環境を維持していただく必要があると思います。

市役所の担当課があつて、窓口になってそれでよしということではなくて、ご希望があれば、今、部長がおっしゃったように、必要な樹木の植栽も考えていかなければいけない。

しかし、そういったことも市がリードしていくのではなくて、この環境を維持していきたいという、自主的に維持していきたいという人々の善意をもって、いろんな意見を集約して環境

保全に取り組むべきかなと思うんですが、今、部長の答弁の中にも含まれているわけですから、当然、部長の頭の中には、どういった方向が好ましいのか、具体的な案があるかもしれません。

そういった意味で、今、私が申し上げています中で、具体化できそうな雰囲気なのかどうかわかりませんが、私と同じような方向を考えておみえになるのか、全く違う手法を考えておみえになるのか、ちょっとご答弁を求めたいと思います。

No.268 ○議長(平野敬祐議員)

答弁を願います。

鈴木経済建設部長。

No.269 ○経済建設部長(鈴木重利君)

考えの中には、当然、池の所有者でもある勅使池水利組合、この団体を頭に、あと先ほど来申しております勅使池自然保護と施設整備を考える会の方々、さらには地元区である西沓掛区とか、隣接する勅使台、さらには勅使水辺公園でのアダプトプログラムに、もう既に登録していただいている団体もございます。さらに「勅使水辺公園に親しむ会」という団体もございます。

こういった方々の貴重なご意見をそれぞれいただきながら、冒頭で申しましたようにコンセンサスを得たいと、そのように考えております。

終わります。

No.270 ○議長(平野敬祐議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.271 ○19番(月岡修一議員)

しっかりと部長が考えておみえになります。そのような判断をしました。

勅使池の水辺環境と、あわせて二村山の自然環境、こういったものを一体化して、豊明市民によって環境が守られて維持される、それが末永く維持できる、そういった環境を夢見ております。

どうかそういった方向にいくためには、今、答弁されたことをお忘れなく、地元の区長さんを始め、そういった方々の気持ちを十分に酌み取った上でお力添えいただけるような、行政としての環境をつくっていただきたいと思います。

とりあえず再質問としては終わらせていただきますが、最後に発言をさせていただきたい

と思います。

この3月をもって退職される職員の皆様方に申し上げます。

個人的にも大変お世話になりました。そういった方々は多く、有意義な時間を共有することができました。大変うれしい、私にとっては感謝の気持ちであります。

どうか退職後は、経験を生かして、高所から豊明市の発展のためにご尽力いただきたいとお願いを申し上げ、感謝の言葉と、そして長年の勤務に対するねぎらいの言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上で私の質問をすべて終了とさせていただきます。

No.272 ○議長(平野敬祐議員)

これにて、19番 月岡修一議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明3月7日及び3月8日の2日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.273 ○議長(平野敬祐議員)

ご異議なしと認めます。よって、明3月7日及び3月8日の2日間を休会とすることに決しました。

3月9日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時47分散会